

# NHKの現状

---

NHK受信料制度等専門調査会 第一回会合資料

# 目次

---

<b>1.NHKの現状</b>	<b>3</b>
■ 1-1.沿革	4
■ 1-2.実施サービス概要	5
■ 1-3.組織図	6
■ 1-4.事業規模	7
■ 1-5.公共的役割	8
■ 1-6.業務	11
■ 1-7.運営の仕組み	12
■ 1-8.財政	15
■ 1-9.その他	17
<b>2.受信料に係る現状</b>	<b>19</b>
■ 2-1.受信料制度概要	20
■ 2-2.受信契約及び受信料の位置付け	21
■ 2-3.放送法と受信料関係の各種規定の関係	22
■ 2-4.放送法の解釈	23
■ 2-5.受信料体系	24
■ 2-6.受信契約・受信料収入の推移	33
<b>3.背景情報等</b>	<b>36</b>
■ 3-1.技術的環境の変化	37
■ 3-2.視聴者動向	41
■ 3-3.人口動態	43
■ 3-4.世帯数の動向	44
■ 3-5.海外公共放送の動向	45

---

---

# 1.NHKの現状

---

■ 1-1.沿革	4
■ 1-2.実施サービス概要	5
■ 1-3.組織図	6
■ 1-4.事業規模	7
■ 1-5.公共的役割	8
■ 1-6.業務	11
■ 1-7.運営の仕組み	12
■ 1-8.財政	15
■ 1-9.その他	17

# 1.NHKの現状

## 1-1.沿革

NHKは、昭和25年、日本全国あまねく受信できるように放送し、国民の要望を満たすとともに日本の文化水準の向上に寄与するような放送を行う公共的な放送事業体として設立された。

年	沿革
大正14年	社団法人東京放送局(3月)、同大阪放送局(6月)、同名古屋放送局(7月)がラジオ放送開始
大正15年8月	3放送局が合併し、社団法人日本放送協会発足
昭和6年4月	ラジオ第2放送開始
昭和25年6月	放送法に基づく日本放送協会設立 (社団法人日本放送協会を解散し、その一切の権利義務、財産を承継。なお設立に際して、国の出資は受けていない)
昭和28年2月	総合テレビジョン開始
昭和34年1月	教育テレビジョン開始
昭和35年9月	テレビジョン放送カラー化開始
昭和44年3月	FM放送開始
昭和47年10月	東京都渋谷区に放送センター本館完成(48年7月、千代田区から移転完了)
昭和57年12月	テレビジョン音声多重放送開始
昭和60年11月	テレビジョン文字多重放送開始
平成元年6月	衛星第1テレビジョン、第2テレビジョン開始
平成6年11月	ハイビジョン実用化試験放送開始
平成7年4月	テレビジョン国際放送開始
平成8年3月	FM文字多重放送開始
平成12年12月	衛星デジタルテレビジョン(衛星ハイビジョン放送、衛星第1放送、衛星第2放送)、アナログ衛星ハイビジョン放送開始
平成15年12月	地上デジタルテレビジョン放送開始(デジタル総合放送、デジタル教育放送)
平成19年3月	FM文字多重放送終了
平成19年10月	アナログ衛星ハイビジョン放送終了
平成23年7月	地上アナログテレビジョン(総合、教育)、衛星アナログテレビジョン(衛星第1放送、衛星第2放送)終了予定

# 1.NHKの現状

## 1-2.実施サービス概要

					特徴・役割	1日の放送時間 (平成22年度事業計画)
テレビ	地上	総合	デジタル	アナログ	・ 基幹的な総合サービス波	(デジタル)(アナログ) 24時間
		教育	デジタル	アナログ	・ 人生を豊かにする波、文化を育てる波	(デジタル)(アナログ) 21時間
	衛星	衛星第一	デジタル	アナログ	・ 内外情報&スポーツ波	(デジタル)(アナログ) 24時間
		衛星第二	デジタル	アナログ	・ 娯楽&アーカイブス&難視聴解消波	(デジタル)(アナログ) 24時間
		ハイビジョン	デジタル		・ 次の世代に残すべき一級の文化・芸術を紹介する番組や、「紀行」などの分野ごとに良質でスケール感のある番組を放送するとともに、新しいテレビ文化創造の先導的な役割を果たす	21時間
ラジオ	ラジオ第1放送(アナログ)			・ 緊急時の「安心ラジオ」、身近な生活情報波	24時間	
	ラジオ第2放送(アナログ)			・ 生涯学習波	19時間	
	FM(アナログ)			・ 総合音楽波	24時間	
国際放送	ラジオ(短波、衛星、中波、FM)			・ 日本語、英語など18の言語で全世界へ向けて放送(放送時間は言語によって異なる)	のべ55時間20分	
	テレビ(衛星)			・ 外国人向けに、日本やアジア、世界の最新情報などを英語で放送(放送衛星やケーブルテレビ局などを通じて、平成22年4月現在、約120の国と地域で視聴可能)	23時間程度	
				・ 海外にいる日本人向けに、日本語のNHKのニュースなどを放送(加えて、海外のケーブルテレビ局等に、日本語番組配信サービスとして、NHKのニュース、情報番組などを配信)	5時間程度(番組配信を含め24時間)	

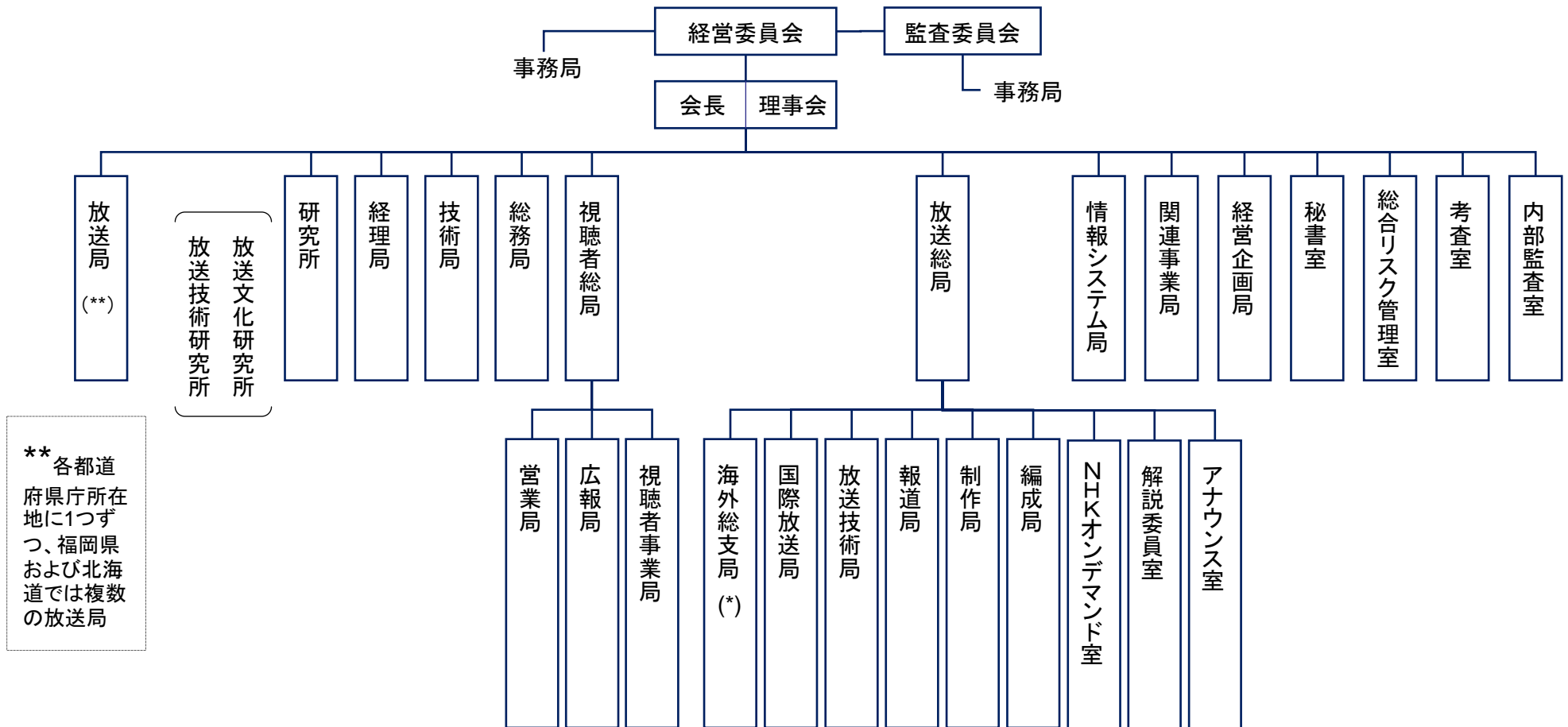
※1 下線付きは、サイマル(同時同内容)放送(アナログテレビ放送は平成23年7月までに終了)

※2 地上デジタル放送では、1セグメントを用いて、主に携帯端末に向けたサービス「ワンセグ」を行っており、そのうちデジタル教育テレビでは、一部の時間帯で独自放送を実施

# 1.NHKの現状

## 1-3.組織図

人員規模は約1万名（平成22年度の要員計画は1万582名）、また国内54放送局、世界29総支局を有している。



\*\* 各都道府県庁所在地に1つずつ、福岡県および北海道では複数の放送局

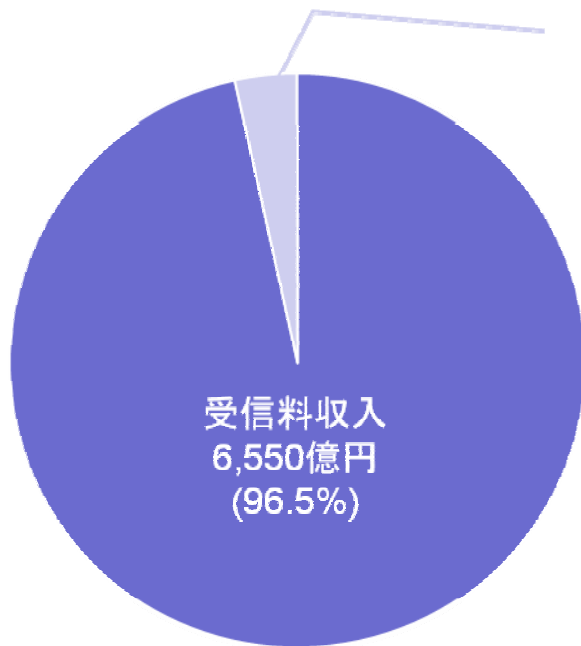
\* 総局－アジア(バンコク)、中国(北京)、ヨーロッパ(パリ)、アメリカ(ニューヨーク)  
 支局－マニラ、ジャカルタ、ハノイ、クアラルンプール、ニューデリー、イスラマバード、シンガポール、シドニー、ソウル、上海、広州、台北、ロンドン、ブリュッセル、ベルリン、ウィーン、カイロ、ドバイ、エルサレム、テヘラン、モスクワ、ウラジオストク、ワシントン、ロサンゼルス、サンパウロ

# 1.NHKの現状

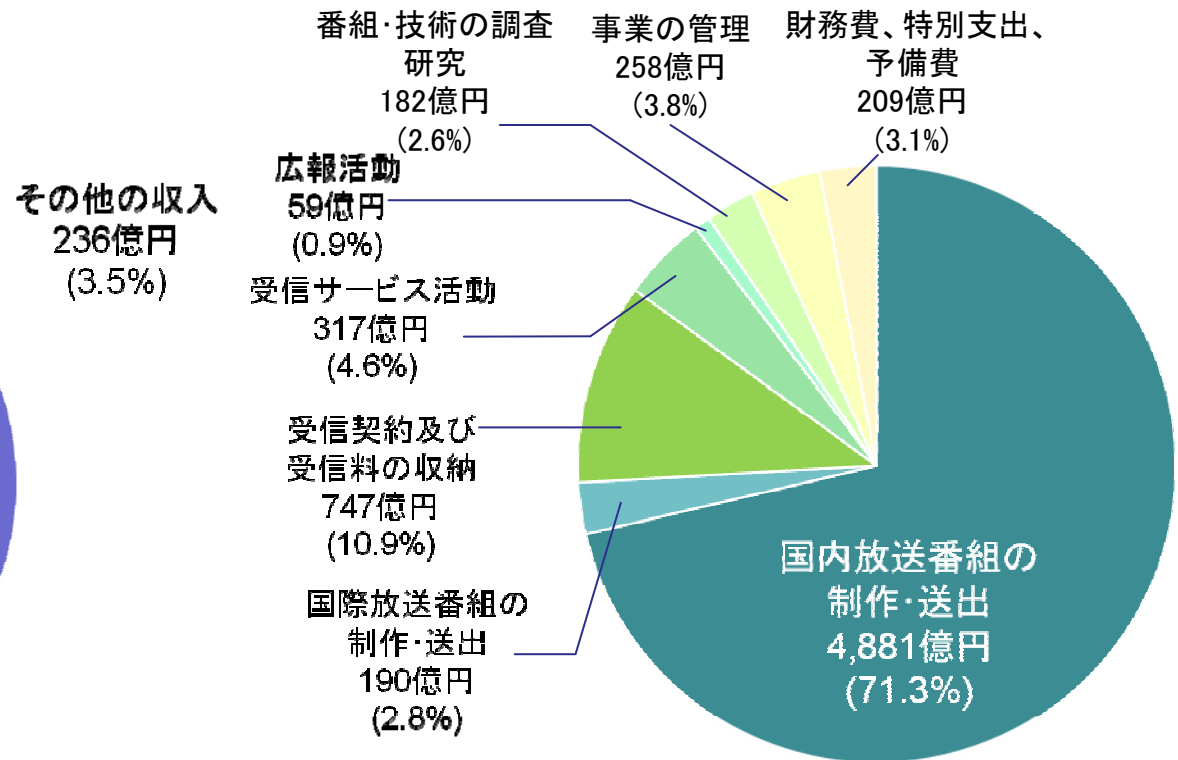
## 1-4.事業規模

事業収入総額は6,786億円、事業支出総額は6,847億円を見込んでいる(平成22年度)。

事業収入総額  
(平成22年度予算)



事業支出総額  
(平成22年度業務別予算)



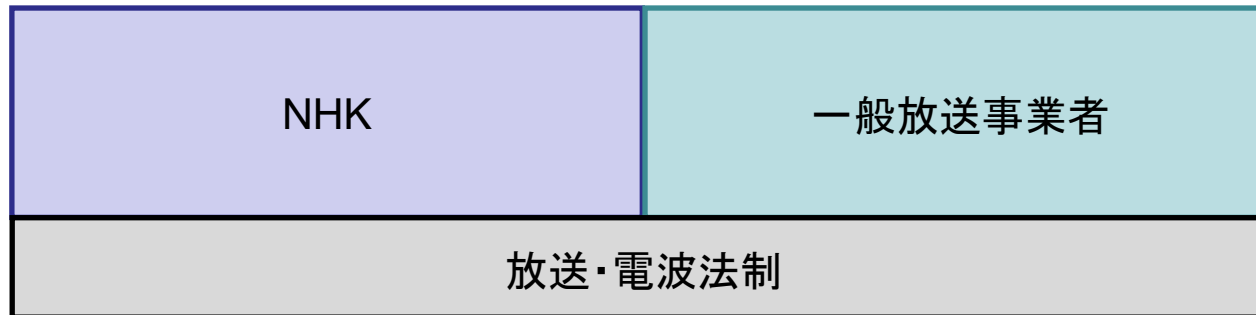
# 1.NHKの現状

## 1-5.公共的役割(1)「放送の二元体制」

日本の放送制度は、受信料を主財源とする公共放送NHKと、広告放送収入を主財源とする民間放送とが競争しつつ並存する二元体制を特徴としている。

公共放送と民間放送(一般放送事業者)による、二本立ての放送

- あまねく、豊かで良い番組を放送する公共放送
- 創意と工夫により自由闊達に放送を行う自由な事業としての民間放送



両者の長所を伸ばし、欠点を補いつつ、放送を最大限普及するとともに、放送の質的向上を図る

# 1.NHKの現状

## 1-5.公共的役割 (2)NHKと民間放送の比較(放送法上)(1/2)

	民間放送	N H K
目的	<p>【第1条】この法律は、左に掲げる原則に従つて、放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図ることを目的とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること。</li> <li>二 放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによつて、放送による表現の自由を確保すること。</li> <li>三 放送に携わる者の職責を明らかにすることによつて、放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること。</li> </ul>	
		<p>【第7条】協会は、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による国内放送を行い又は当該放送番組を委託して放送させるとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い、あわせて国際放送及び委託協会国際放送業務を行うことを目的とする。</p>
普及義務	<p>【第2条の2第6項】放送事業者(受託放送事業者(人工衛星の無線局の免許を受けた者に限る。)、委託放送事業者及び第九条第一項第二号に規定する委託国内放送業務又は委託協会国際放送業務を行う場合における協会を除く。)は、その行う放送に係る放送対象地域において、当該放送があまねく受信できるように努めるものとする。</p>	
		<p>【第9条第5項】協会は、中波放送と超短波放送とのいずれか及びテレビジョン放送がそれぞれあまねく全国において受信できるように措置をしなければならない。</p>
番組準則	<p>【第3条の2】放送事業者は、国内放送の放送番組の編集に当たつては、次の各号の定めるところによらなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 公安及び善良な風俗を害しないこと。</li> <li>二 政治的に公平であること。</li> <li>三 報道は事実をまげないですること。</li> <li>四 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。</li> </ul>	
		<p>【第44条第1項】協会は、国内放送の放送番組の編集及び放送又は受託国内放送の放送番組の編集及び放送の委託に当たつては、第三条の二第一項に定めるところによるほか、次の各号の定めるところによらなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 豊かで、かつ、良い放送番組を放送し又は委託して放送させることによつて公衆の要望を満たすとともに文化水準の向上に寄与するように、最大の努力を払うこと。</li> <li>二 全国向けの放送番組のほか、地方向けの放送番組を有するようにすること。</li> <li>三 我が国の過去の優れた文化の保存並びに新たな文化の育成及び普及に役立つようにすること。</li> </ul>

# 1.NHKの現状

## 1-5.公共的役割 (2)NHKと民間放送の比較(放送法上)(2/2)

	民間放送	N H K
番組調和原則	【第3条の2第2項】放送事業者は、テレビジョン放送による国内放送の放送番組の編集に当たっては、特別な事業計画によるものを除くほか、教養番組又は教育番組並びに報道番組及び娯楽番組を設け、放送番組の相互の間の調和を保つようにしなければならない。	
番組基準	【第3条の3第1項】放送事業者は、放送番組の種別及び放送の対象とする者に応じて放送番組の編集の基準を定め、これに従って放送番組の編集をしなければならない。	
放送番組審議機関	【第3条の4第1項】放送事業者は、放送番組の適正を図るため、放送番組審議機関を置くものとする。	
	【第51条】一般放送事業者の審議機関は、委員七人(専ら多重放送を行う一般放送事業者の審議機関にあつては、総務省令で定める七人未満の員数)以上をもつて組織する。	【第44条の2第1項】協会は、第三条の四第一項の審議機関として、国内放送及び受託国内放送に係る中央放送番組審議会及び地方放送番組審議会並びに国際放送及び受託協会国際放送に係る国際放送番組審議会を置くものとする。
訂正放送	【第4条第1項】放送事業者が真実でない事項の放送をしたという理由によつて、その放送により権利の侵害を受けた本人又はその直接関係人から、放送のあつた日から三箇月以内に請求があつたときは、放送事業者は、遅滞なくその放送をした事項が真実でないかどうかを調査して、その真実でないことが判明したときは、判明した日から二日以内に、その放送をした放送設備と同等の放送設備により、相当の方法で、訂正又は取消しの放送をしなければならない。	
放送番組の保存	【第5条】放送事業者は、当該放送番組の放送後三箇月間(前条第一項の規定による訂正又は取消しの放送の請求があつた放送について、その請求に係る事案が三箇月を超えて継続する場合は、六箇月を超えない範囲内において当該事案が継続する期間)は、政令で定めるところにより、放送番組の内容を放送後において審議機関又は同条の規定による訂正若しくは取消しの放送の関係者が視聴その他の方法により確認することができるように放送番組を保存しなければならない。	
災害放送	【第6条の2】放送事業者は、国内放送を行うに当たり、暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、その発生を予防し、又はその被害を軽減するために役立つ放送をするようにしなければならない。	
視聴覚障害者向けの放送番組	【第3条の2第4項】放送事業者は、テレビジョン放送による国内放送の放送番組の編集に当たっては、静止し、又は移動する事物の瞬間的影像を視覚障害者に対して説明するための音声その他の音響を聴くことができる放送番組及び音声その他の音響を聴覚障害者に対して説明するための文字又は図形を見ることができる放送番組をできる限り多く設けるようにしなければならない。	

# 1.NHKの現状

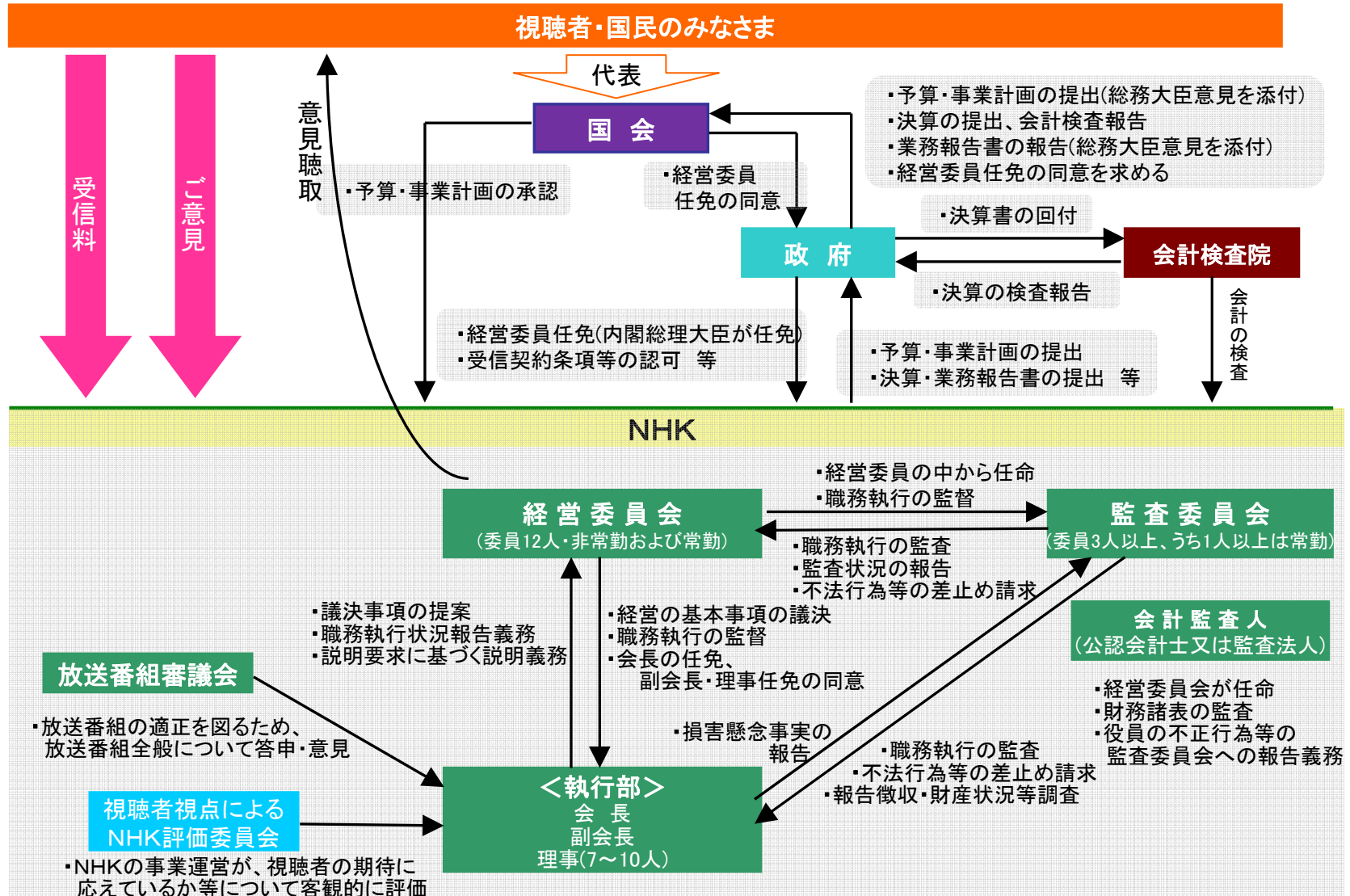
## 1-6.業務

放送法上、NHKが行う業務として必須業務、任意業務、目的外法定業務の三種が定められている。

	業務	実施例
<b>必須業務</b> <b>【放送法第9条第1項】</b> 目的達成のため実施しなければならない業務	中波放送(国内放送)	ラジオ第1放送、ラジオ第2放送
	超短波放送(国内放送)	FM
	テレビジョン放送(国内放送)	総合テレビ、教育テレビ
	テレビジョン放送による委託国内放送業務	BS
	放送及びその受信の進歩発達に必要な調査研究	文研、技研等による調査・研究
	邦人向け・外国人向け国際放送	ラジオ国際放送
	邦人向け・外国人向け委託協会国際放送業務	テレビ国際放送、衛星ラジオ国際放送(英語、アラビア語等)
<b>任意業務</b> <b>【放送法第9条第2項】</b> 目的達成のため行うことができる業務	①中継国際放送の実施	カナダ放送協会の委託によるラジオ中継国際放送
	②既放送番組等の、電気通信回線を通じた一般への提供	BtoC (無料/有料)
	③既放送番組等の、電気通信回線を通じて番組提供を行う事業者への提供	BtoB (民放、ケーブルテレビへの番組提供を含む)
	④放送番組等の外国放送事業者等への提供	NHKワールドプレミアム 等
	⑤第9条第1項の必須業務に附帯する業務	番組周知、受信相談、放送目的の催し物の主催、放送の普及発達に必要な出版、放送番組の一般への提供、著作権の使用承認 等
	⑥多重放送を行う者への放送設備の賃貸	VICSへの賃貸
	⑦委託による、放送等の進歩に必要な調査研究、技術援助、放送従事者養成	民放・外国放送事業者からの委託による研修の実施、委託による放送設備の設計その他の技術援助
	⑧上記以外で放送等の進歩発達に特に必要な業務 (※ 総務大臣の認可が必要)	放送番組センターへの出捐、日本放送協会学園への助成、デジタルラジオ推進協会への番組提供、地デジ移行円滑化のための共聴等に対する助成、創作用素材の電気通信回線を通じた一般への提供 等
<b>目的外法定業務</b> <b>【放送法第9条第3項】</b> 必須業務、任意業務の遂行に支障のない範囲で実施可能な業務	NHKの保有施設、設備を一般の利用に供しまたは賃貸する業務	
	委託により放送番組等を制作するなどの業務	

# 1.NHKの現状

## 1-7.運営の仕組み(1)全体像



・・・放送法には規定のない、NHK自身による取り組み

# 1.NHKの現状

## 1-7.運営の仕組み (2)国会・行政との主な関係(1/2)

---

- NHKに対する公共的規制は、国民を代表とする国会を中心とする規制方式
  - ・ 国会による予算の承認とこれに伴う受信料月額の設定
  - ・ 財務諸表・業務報告書の国会提出
  - ・ NHKの最高意思決定機関である経営委員会委員の任命の同意 等
  
- 主務大臣(総務大臣)の一般的監督権は規定されていない  
(cf: 例えば、JRA(日本中央競馬会)に対しては、農林水産大臣は一般的な監督権の規定のほか、法律の施行のために必要があると認めるときは、報告などをさせることが可能)
  
- ただし、受信規約の変更等個別に総務大臣の認可を必要とする事項は少なくない
  - ・ これらについては、総務大臣は電波監理審議会へ諮問

# 1.NHKの現状

## 1-7.運営の仕組み (2)国会・行政府との主な関係(2/2)

事項		総務大臣	内閣	国会	会計検査院	備考・関係条文
人事	経営委員会の委員		内閣総理大臣が任免 ←	両議院の同意		放送法16条、18条、19条、20条 ・会長…経営委員会が任免 ・監査委員…経営委員会の委員の中から経営委員会が任命
	収支予算、事業計画および資金計画	[NHKから受理] ↓ 意見※	(経由) →	承認		放送法37条
財務	暫定予算 (3か月以内に限る。)	認可※		報告		放送法37条の2
	財務諸表 (監査委員会および会計監査人の意見書添付)	[NHKから受理] → 提出	→	提出	↓ 検査	放送法40条
	会計				検査	放送法41条
	受信料月額			収支予算の承認によって決定		放送法37条4項
受信料	受信契約の条項、受信料免除の基準	認可※				放送法32条3項、2項
業務	定款の変更	認可※				放送法8条の3
	放送法に列挙されたもの以外で放送およびその受信の進歩発達に特に必要な業務	認可※				放送法9条2項8号、10項
	保有施設、設備を一般の利用に供し、賃貸する業務など	認可※				放送法9条3項、10項
	出資	認可※ (出資は、収支予算、事業計画および資金計画で定めるところによる。)				放送法9条の2の2、放送法施行令2条
	業務報告書 (監査委員会意見書添付)	[NHKから受理] ↓ 意見※	(経由) →	承認		放送法38条
	資料の提出等	提出等の要求				放送法53条の8、53条の9、放送法施行令7条
放送施設等	放送局の開設	免許 (予備免許※)				電波法4条、8条、12条
	放送局の監督	監督 (免許の取消等※)				電波法6章
	放送設備の譲渡、賃貸等	認可※	←	両議院の同意		放送法47条
	放送局の廃止・休止	認可※ 又は届け出				放送法48条1項、2項

注 ※を付した認可等を総務大臣が行おうとするときには、電波監理審議会に諮問しなければならない(審議会が軽微なものと認めるものを除く)。(放送法53条の10、電波法99条の11)。

# 1.NHKの現状

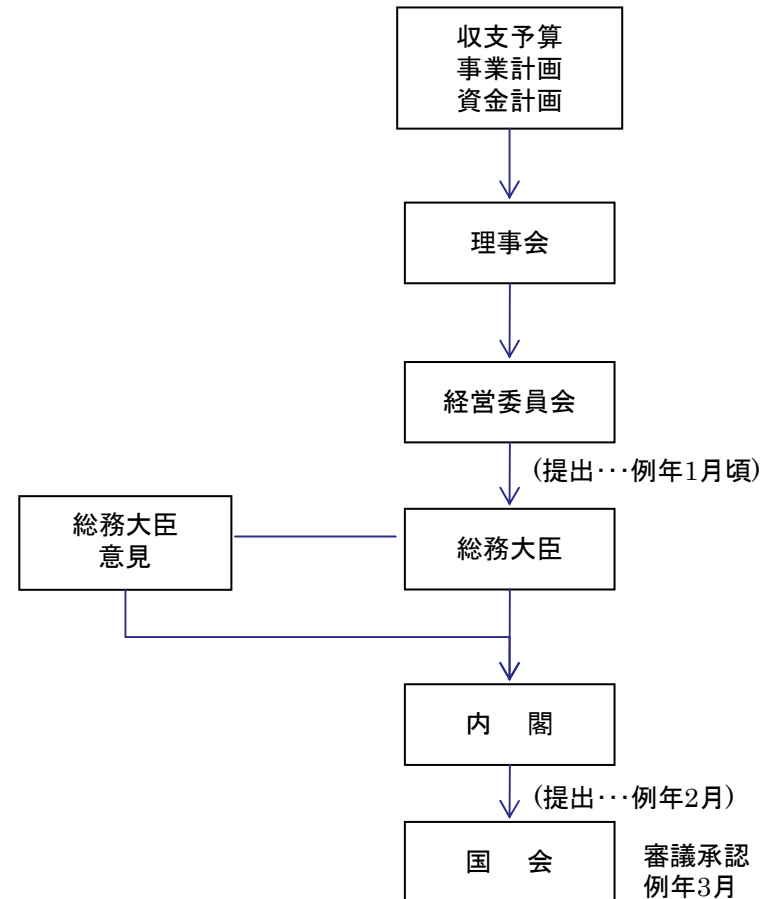
## 1-8.財政 (1)予算制度

NHKは予算制度を採っており、毎事業年度の収支予算、事業計画及び資金計画については、国会の承認を受けることによって確定する。

### 放送法37条

- 協会は、毎事業年度の収支予算、事業計画及び資金計画を作成し、総務大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 総務大臣が前項の収支予算、事業計画及び資金計画を受理したときは、これを検討して意見を附し、内閣を経て国会に提出し、その承認を受けなければならない。
- 前項の収支予算、事業計画及び資金計画に同項の規定によりこれを変更すべき旨の意見が附してあるときは、国会の委員会は、協会の意見を徴するものとする。
- 第32条第1項本文の規定により契約を締結した者から徴収する受信料の月額は、国会が、第1項の収支予算を承認することによつて、定める。

### NHK予算の成立手順

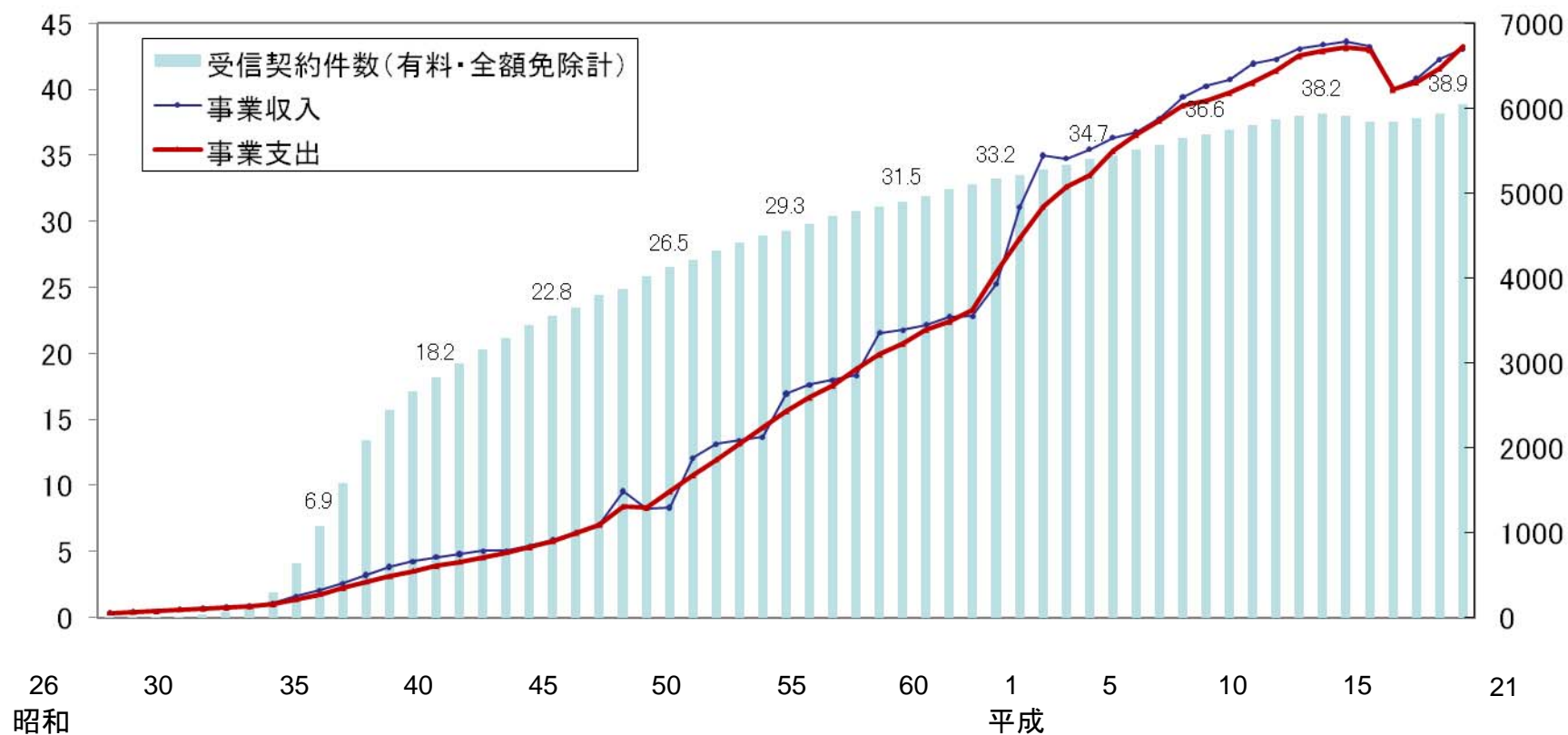


# 1.NHKの現状

## 1-8.財政 (2)財政状況(昭和25年～平成21年)

(百万件)

(億円)



# 1.NHKの現状

## 1-9. その他 (1)関連規定

---

他にも、主なものとして、以下の規定がある。

### 営利目的の禁止

必須業務、任意業務、目的外法定業務を行うに当たっては、営利を目的としてはならない。

### 広告放送の禁止

他人の営業に関する広告の放送をしてはならない。

### あまねく全国での受信

中波放送と超短波放送とのいずれかおよびテレビジョン放送がそれぞれあまねく全国において受信できるように措置しなければならない。

### 支出の制限

収入を、必須業務、任意業務、目的外法定業務の遂行以外の目的に支出してはならない。

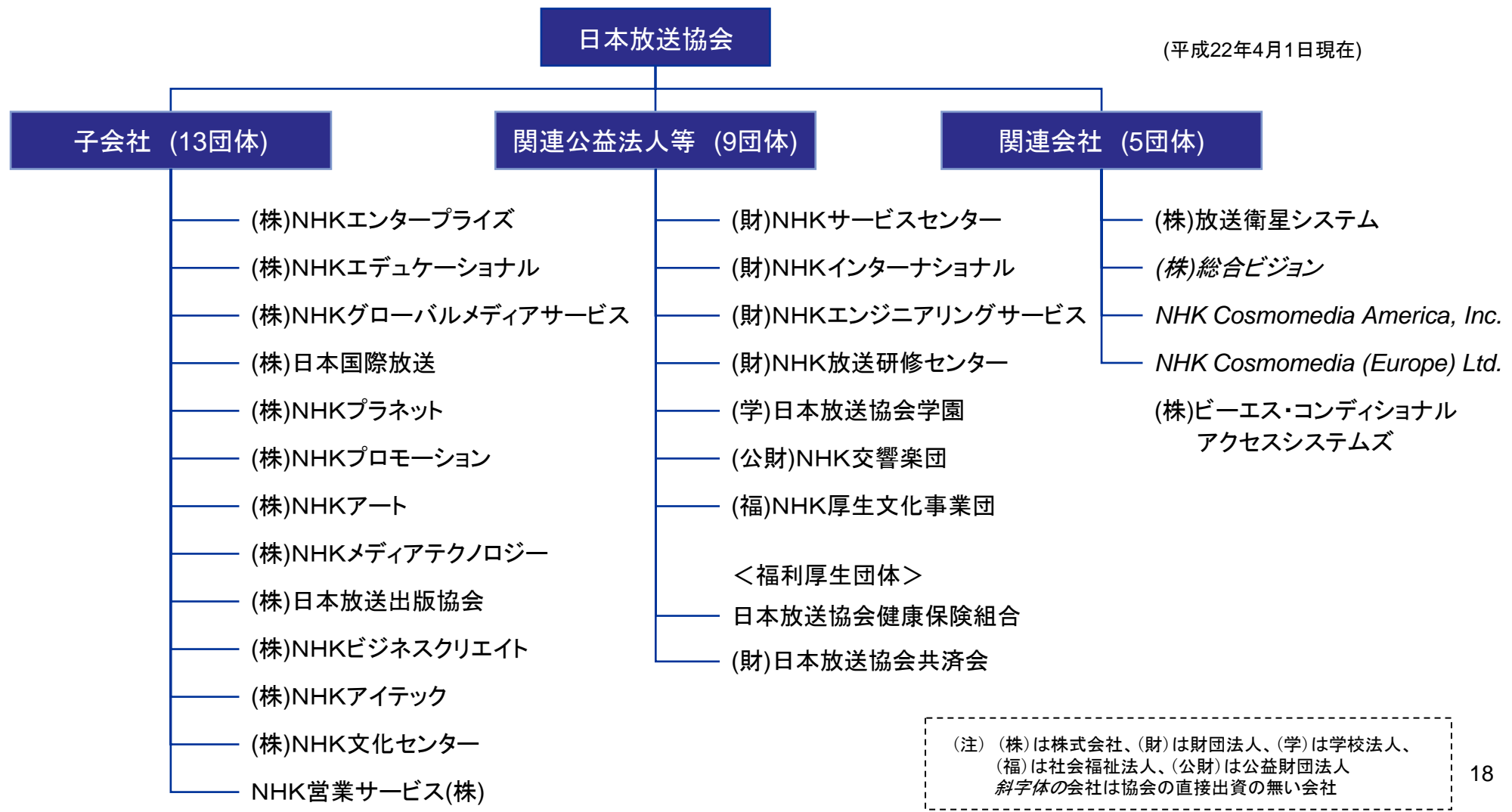
### 出資

総務大臣の認可を受けて、年度収支予算に基づき、政令で定める事業を行うところ等に出資することができる。政令では、13の出資対象事業が定められている。また、子会社等については、総務省の解釈指針(日本放送協会の子会社等の業務範囲等に関するガイドライン)でその業務範囲が定められている。

# 1.NHKの現状

## 1-9. その他(2)子会社等系統図

子会社13団体、関連公益法人等9団体、および関連会社5団体を有している。



(注) (株)は株式会社、(財)は財団法人、(学)は学校法人、  
(福)は社会福祉法人、(公財)は公益財団法人  
斜字体の会社は協会の直接出資の無い会社

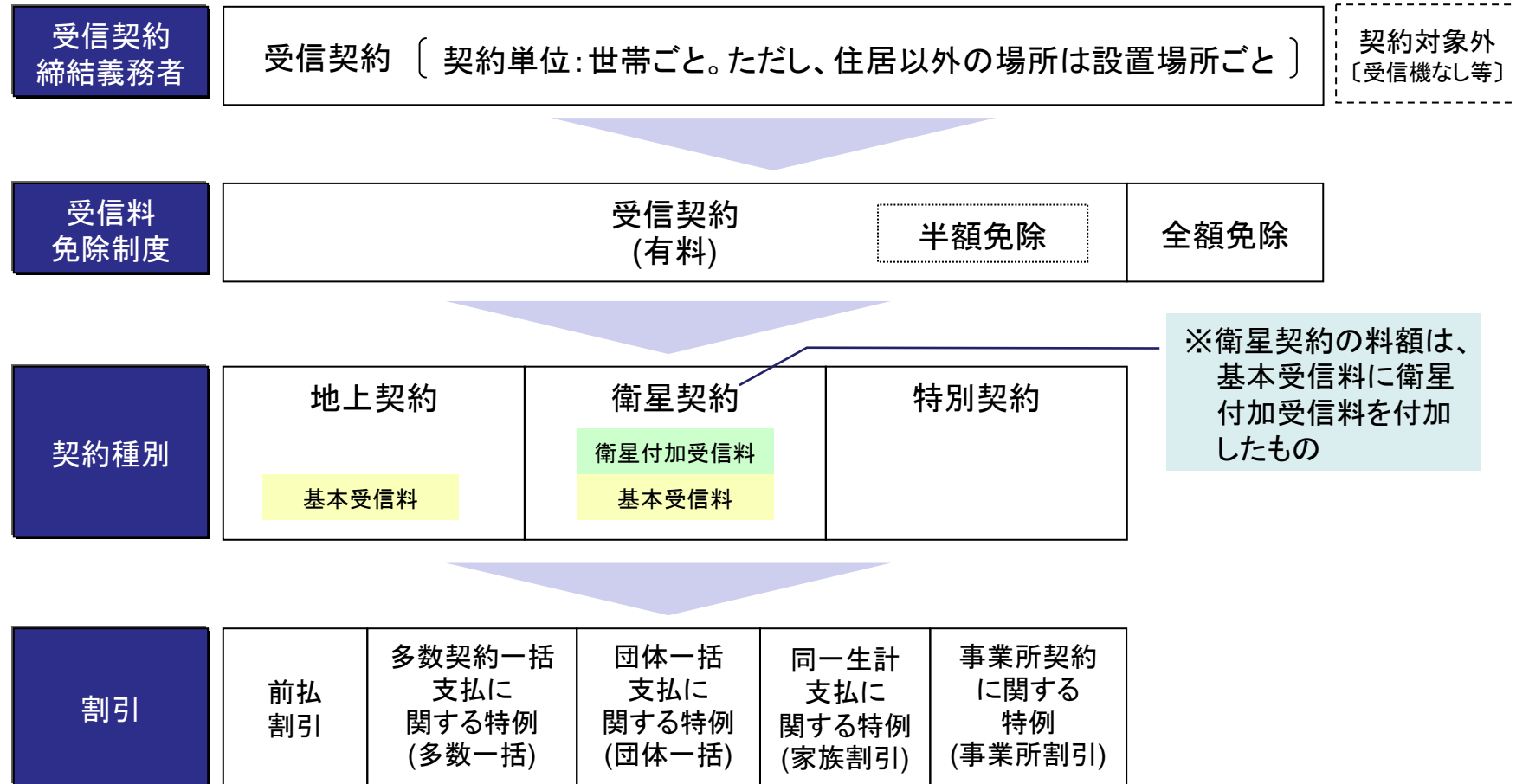
## 2.受信料に係る現状

■ 2-1.受信料制度概要	20
■ 2-2.受信契約及び受信料の位置付け	21
■ 2-3.放送法と受信料関係の各種規定の関係	22
■ 2-4.放送法の解釈	23
■ 2-5.受信料体系	24
■ 2-6.受信契約・受信料収入の推移	33

## 2.受信料に係る現状

### 2-1.受信料制度概要

受信契約は、受信機の設置に着目して契約種別が設定されており、受信料については、支払特例(以下、割引)と免除の制度がある。



## 2.受信料に係る現状

### 2-2. 受信契約及び受信料の位置付け

受信契約は、受信者に締結義務が課せられ、その債権債務関係は一般の民事債権として取り扱われるが、契約の内容は受信規約に基づく。

受信料の性格は、「NHKの維持運営のための特殊な負担金」と解されている。

#### 受信契約

放送法に基づき、NHKの放送を受信することができる受信設備の設置者は、NHKとの間に受信契約を結ばなければならない。(契約強制)

受信契約に基づく債権債務関係については、一般の民事債権として取り扱われ、民事訴訟の対象となる(なお、受信料未払いの契約者に対しては支払督促、受信契約の未締結者に対しては民事訴訟で対応)。

ただし、受信契約の内容は、NHKが定めて総務大臣の認可を得た「日本放送協会放送受信規約」に基づく附合契約としての特徴を有している。

戦前は、ラジオ放送について受信許可制が採られ、ラジオ受信機の設置者は、政府の許可の取得にあたっては、社団法人日本放送協会の聴取契約書を添付する必要があった。  
戦後は受信許可制が廃止され、受信機の設置が自由となったが、戦前に契約制度があったということ、そしてNHKが政府機関でないという理解を背景に、契約強制を伴う受信契約制度が創設されたものと推察される。

#### 受信料

○昭和39年9月 郵政省(当時) 臨時放送関係法制調査会答申書

受信料は、上述のようなNHKの業務を行なうための費用の一種の国民的な負担であつて、法律により国がNHKにその徴収権を認めたものである。国がその一般的な支出に当てるために徴収する租税ではなく、国が徴収するいわゆる目的税でもない。**国家機関ではない独特の法人として設けられたNHKに徴収権が認められたところの、その維持運営のための「受信料」という名の特殊な負担金と解すべきである。**

○昭和55年3月 参・予算委員会 角田禮次郎政府委員(内閣法制局長官)

現行法でも民放とは別にいわばナショナルミニマムとしての公共的放送の享受を国民に保障する必要があるという考え方を基礎といたしまして、その**公共的放送をNHKの業務として行わせるための一種の国民的な負担として受信料をとらえているわけ**であり(以下略)

## 2.受信料に係る現状

### 2-3.放送法と受信料関係の各種規定の関係

#### 【第32条第1項】

協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない。ただし、放送の受信を目的としない受信設備又はラジオ放送(音声その他の音響を送る放送であつて、テレビジョン放送及び多重放送に該当しないものをいう。)若しくは多重放送に限り受信することのできる受信設備のみを設置した者については、この限りでない。

#### 【第32条第3項】

協会は、第1項の契約の条項については、あらかじめ総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

#### 【第32条第2項】

協会は、あらかじめ総務大臣の認可を受けた基準によるのでなければ、前項本文の規定により契約を締結した者から徴収する受信料を免除してはならない。

#### 日本放送協会放送受信規約

- ・ 放送法第32条第3項に定める契約の条項
  - 受信契約の種別
  - 受信契約の単位
  - 受信契約の締結方法
  - 受信料の支払い(支払いの義務と料額・支払期間、特例など)
  - 受信契約の解約
  - 受信料の免除
  - 義務違反に対する割増金、支払いの延滞に対する延滞利息 など

#### 日本放送協会放送受信料免除基準

- ・ 放送法第32条第2項に定める受信料の免除の基準
  - 全額免除  
(施設:社会福祉施設、学校)  
(個人:公的扶助受給者、市町村民税非課税の障害者、社会福祉事業施設入所者、災害被災者)
  - 半額免除  
(個人:視覚・聴覚障害者、重度の障害者、重度の戦傷病者)

国会で成立

経営委員会議決を経て、総務大臣が認可

ウェブサイトなどで広く一般に公表

## 2.受信料に係る現状

### 2-4.放送法の解釈

「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者」については、以下のように解されている。

#### 1 「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者」について

○平成19年3月22日 衆・総務委員会 鈴木康雄政府参考人(総務省情報通信政策局長)

放送法三十二条一項の「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者」といいますのは、BSも含め受信が可能な設備を設置した者は、個別受信であるかあるいは共同受信であるかを問わず、また、BS放送を視聴する意思があるか否かにかかわらず、付随的に視聴可能な場合については受信契約の締結を行う義務があるということでございまして、これは地上デジタル放送であろうがBSデジタル放送であろうが同様だと述べております。

○昭和25年2月15日 参・電気通信・文部委員会連合審査会 網島毅政府委員(電波監理長官)

この三十二条の規定は、協会の行う、現在行なっておりますいわゆる標準放送と申しまするか、或いは極く平易に申しますると中波放送という、現在の協会の方がやっておりますところの放送を聞き得る受信機を持つたものは、その実際に聴いておるものは日本放送協会の放送であろうがなかろうが、或いは単に民間放送の番組だけを聴いておる場合におきましても、やはり協会に三十五円を拂わなければならないという規定でございまして、(以下略)

#### 2 「放送の受信を目的としない受信設備」について

○平成19年3月22日 衆・総務委員会 鈴木康雄政府参考人(総務省情報通信政策局長)

条文の中にあります「放送の受信を目的としない受信設備」と申しますのは、外形的、客観的にその設置目的が番組の視聴ではないと認められるものでございまして、例えば、電波監視用の受信設備、あるいは受信画質の確認を行うための設備、あるいは、それと同様でございしますが、電器店の店頭で陳列されているものもいわば画質確認を行うものと考えられますので、そういった受信設備がこれに該当するものでございまして、個人の意思に係らしめているものではないというふうに解釈しております。

## 2.受信料に係る現状

### 2-5.受信料体系 (1)契約単位

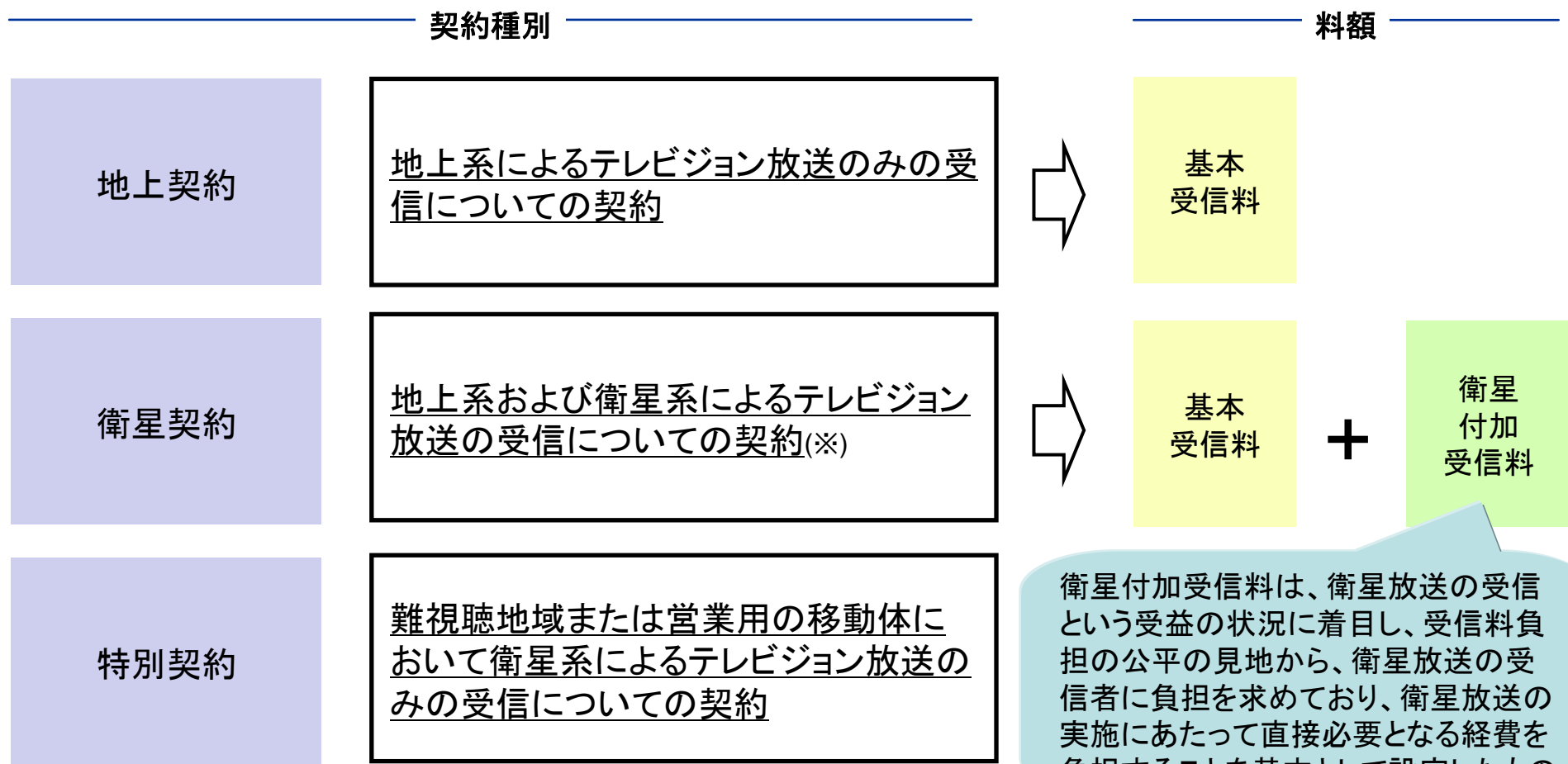
日本放送協会放送受信規約(総務大臣認可)等において、受信契約の単位を規定している。

契約単位	<p><b>【原則】</b></p> <p style="text-align: center;"><b>「世帯」</b>ごと</p> <p>⇒住居および生計をともにする者の集まり 等</p>	<p><b>【事業所等住居以外の場所】</b></p> <p style="text-align: center;"><b>「設置場所」</b>ごと</p> <p>⇒部屋、自動車またはこれらに準ずるものの単位</p>
受信規約	<p>第2条</p> <p>放送受信契約は、<u>世帯ごと</u>に行なうものとする。ただし同一の世帯に属する2以上の住居に設置する受信機については、その受信機を設置する<u>住居ごと</u>とする。</p> <p>3 第1項に規定する世帯とは、<u>住居および生計をともにする者の集まり</u>または独立して住居もしくは生計を維持する<u>単身者</u>をいい、世帯構成員の<u>自家用自動車等営業用以外の移動体</u>については<u>住居の一部</u>とみなす。</p>	<p>第2条</p> <p>2 事業所等住居以外の場所に設置する受信機についての放送受信契約は、前項本文の規定にかかわらず、受信機の設置場所ごとに行なうものとする。</p> <p>4 第2項に規定する受信機の設置場所の単位は、<u>部屋、自動車</u>またはこれらに準ずるものの単位による。</p>
具体事例	<p><b>同一敷地内の別住居(母屋とはなれ)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同一生計であれば、母屋と併せて1の契約</li> <li>・生計が別の場合には、別の契約が必要</li> </ul>	<p><b>講堂やデパート売り場</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通路で囲まれた一定の区域ごとの契約</li> </ul>
	<p><b>別 荘</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本宅とは別の契約(住居ごとの契約)が必要</li> </ul>	<p><b>観光バスの車内テレビ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バスごとの契約</li> </ul>
	<p><b>カーナビ・ワンセグ携帯</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放送法第32条の「協会の放送を受信することのできる受信設備」であり、受信契約の対象</li> <li>・ただし、世帯で既に受信契約済の場合は新たに契約は不要</li> </ul>	<p><b>住居に接続している理髪店・小規模工場などの店内・作業場</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・店内、作業場に接続している住居と併せて1契約</li> </ul>

## 2.受信料に係る現状

### 2-5.受信料体系 (2)契約種別

NHKの放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、受信機の種類に応じた受信契約を締結しなくてはならない。締結すべき受信契約は、現在、受信機の設置に着目し、地上契約、衛星契約、特別契約の3種類を設定している。



衛星付加受信料は、衛星放送の受信という受益の状況に着目し、受信料負担の公平の見地から、衛星放送の受信者に負担を求めており、衛星放送の実施にあたって直接必要となる経費を負担することを基本として設定したものの

(※)衛星系のみ受信の契約種別は有しておらず、その場合は、衛星契約を締結することとなる。

## 2.受信料に係る現状

### 2-5.受信料体系 (3)受信料額の概要

受信料の月額(契約種別を含む)は、国会が毎事業年度の収支予算を承認することで決まる。割引を適用した料額についても、月額的一种として、国会での承認を受ける。

#### ○放送法

(収支予算、事業計画及び資金計画)

#### 第37条

4 第32条第1項本文の規定により契約を締結した者から徴収する受信料の月額は、国会が、第1項の収支予算を承認することによつて、定める。

#### ○受信料額(月額の例)

種別	月額
地上契約	1,345円
衛星契約 (基本受信料含む)	2,290円
特別契約	1,005円

## 2.受信料に係る現状

### 2-5.受信料体系 (4)受信料額の算定

受信料の料額は、NHKの事業運営に必要な総収入が総経費に見合うように「総括原価方式」を基本に算定している。

○昭和36年12月 NHK受信料調査会※調査報告書抜粋

受信料の決定原則としては、受信者間の負担の公平の原則とあわせて、原価経営の建前をとることが妥当と考えられ、受信料総収入はつねにNHKの運営に必要な総経費に見合うに足るものでなければならない。

この場合、総経費の中には、資本の充実のために必要な経費をも含ませることが必要なものと考えられる。また、受信料は大衆負担の公共料金の性格を有するものであるから、なるべく長期間にわたって安定したものであることが望ましい。したがって、受信料月額の設定に当っては、単に当該年度における収支の均衡をはかるばかりでなく、ある程度の長期間にわたって、各年度の収支の均衡をも確保し得るように配慮しなければならない。そのためには、長期にわたる経営の基本計画および受信契約者の見通しとの相互関連を十分に検討した上で、受信料月額の設定を行なう必要があるものと考えられる。

※NHK受信料調査会・・・受信料体系について調査審議するために、昭和36年度に設置された外部有識者によるNHK会長の諮問機関(委員長 工藤昭四郎氏)。

## 2.受信料に係る現状

### 2-5.受信料体系 (5)割引・免除制度(割引)

項目	設定主旨	概要	差額	差額の考え方	適用件数 (21年度末)
前払割引 導入:昭和36年度 現行:平成2年度 (規約第5条)	・受信者サービスの向上	前払により受信料を一括して支払う場合に適用	・半年払 420円(5%) ・1年払 1,230円(7.5%) * 地上契約の場合	・収納回数減によるコスト効果および金利相当分換算 ・他企業の割引率を参考に設定 (簡保5%,7.5% 生保4.2%,7.5%)	2,045万件 半年 679万件 1年 1,366万件
多数一括 導入:平成元年度 (規約第5条の2)	・衛星放送の普及 ・受信契約増加の一層の促進 ・収納の安定化・効率化	1の放送受信契約者(有料)が10件以上の衛星契約の受信料を口座振替・継続振込で一括して支払う場合に適用	・10件以上50件未満 200円(9%) ・50件以上100件未満 230円(10%) ・100件以上 300円(13%)	・他企業・諸外国の割引率等を参考に設定 (郵便小包20~30%、回数航空券12.5%、JR回数券9%、フランス25%~50%)	11万件
団体一括 導入:平成元年度 (規約第5条の3)	・衛星放送の普及 ・受信契約増加の一層の促進 ・収納の安定化・効率化	ケーブルテレビ等の所定の団体の構成員で、衛星契約を締結している放送受信契約者(有料)が15名以上まとまり、受信料を団体として代表者を通じて口座振替・継続振込で一括して支払う場合に適用	・月額 200円(9%) (15名以上まとまった場合)	・他企業の割引率等を参考に設定 (JR10%、JAL10~15%、簡保7.2%)	247万件
家族割引 導入:平成18年度 現行:平成20年度 (規約第5条の4)	・複数支払いに対する負担の軽減 ・受信契約増加の一層の促進	放送受信契約者が、本人または同一生計者が別の住居に設置した受信機についての受信契約を締結し、いずれの受信料も口座振替・継続振込・クレジットカード継続払で支払う場合に適用	・月額 673円(50%) * 地上契約の場合	・複数支払いの特例という事業所割引との共通点に着目し設定	47万件
事業所割引 導入:平成20年度 (規約第5条の5)	・複数支払いに対する負担の軽減 ・受信契約増加の一層の促進	事業所等住居以外の場所に設置する受信機について、同一敷地内に設置した受信機すべてに必要な放送受信契約を締結し、一括して受信料を支払う場合に適用	・月額 673円(50%) * 地上契約の場合	・減収影響と契約増加への効果の点を総合的に判断し、最も効果的な割引額を設定	103万件

## 2.受信料に係る現状

### 2-5.受信料体系 (6)割引・免除制度(免除)

免除については、NHKの放送の普及という使命に照らして、教育的な見地や社会福祉の見地等に立脚しながら実施している。

(平成21年度末)

種別		対象	件数	小計	総計
施設	全額免除	社会福祉施設 (生活保護施設、児童福祉施設、母子福祉施設、老人福祉施設、障害者支援施設、身体障害者福祉施設、知的障害者福祉施設、婦人保護施設、更生保護事業施設、その他の社会福祉施設)	23万件	84万件	257万件
		学校 (小中学校等の教室)	61万件		
個人	全額免除*	公的扶助受給者	72万件	124万件	
		社会福祉事業施設入居者	11万件		
		市町村民税非課税の障害者	41万件		
	半額免除	視覚・聴覚障害者	16万件	50万件	
		重度の障害者	33万件		
重度の戦傷病者		1万件			

\*災害被災者を含む

#### 過去の廃止事例

放送の普及という所期の目的がおおむね達成されたこと、そして、施設については行政で負担すべきという国会の指摘もあり、逐次、施設に対する免除措置を廃止してきた。

昭和53年度	55年度	58年度	59年度	平成11年度
<ul style="list-style-type: none"> <li>・職業訓練所</li> <li>・青少年矯正教育施設</li> <li>・刑務所等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公的医療機関</li> <li>・図書館</li> <li>・博物館等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学</li> <li>・高等専門学校</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高等学校</li> <li>・青年の家</li> <li>・児童文化センター</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公民館</li> <li>・学校免除の一部廃止 (小中学校等の教室以外)</li> </ul>

## 2.受信料に係る現状

### 2-5.受信料体系 (7)受信契約・受信料額(月額)の変遷(1/3)

※昭和25年以降 (単位:円)

年月	変更事項	ラジオ	テレビ		衛星カラー	衛星普通	特別契約
			カラー	普通			
S.25.6	放送法に基づく「日本放送協会」設立(聴取料⇒受信料)	35					
26.4		50					
28.2	テレビ放送の開始によりテレビ・ラジオの2本立て料金に	50		200			
29.4	(ラジオ3か月で200円)	67		300			
34.4		85					
37.4	契約甲と契約乙の受信料体系に組み替え (次頁①)	契約乙		契約甲			
	・契約甲:全ての放送の受信契約	50		330			
	・契約乙:ラジオ放送のみの受信契約						
43.4	カラー契約と普通契約の体系に組み替え (次頁②)	廃止	465	315			
	(ラジオ受信料<契約乙>の廃止)						
51.6			710	420			
55.5			880	520			
59.4	口座振替料金を新設 ( )内の金額		1,040	680			
			(990)	(630)			
H. 1.4	消費税導入・継続振込料金を新設(口座振替料金と同)		1,070	700			
			(1,020)	(650)			
1.8	衛星契約の導入(5類型の受信料体系に) (次頁③)				2,000	1,630	1,040
					(1,950)	(1,580)	(990)
2.4			1,370	890	2,300	1,820	
			(1,320)	(840)	(2,250)	(1,770)	
9.4	消費税率引き上げ及び地方消費税導入		1,395	905	2,340	1,850	1,055
			(1,345)	(855)	(2,290)	(1,800)	(1,005)
19.10	カラー契約と普通契約の統合 (次頁④)		地上契約	廃止	衛星契約	廃止	
20.10	訪問集金の廃止		1,345		2,290		1,005

## 2.受信料に係る現状

### 2-5.受信料体系 (7)受信契約・受信料額(月額)の変遷(2/3)

#### ① S37.4 契約甲と契約乙の受信料体系に組み替え

変更事由	<p>契約甲の設定事由・・・ テレビジョン放送がすでにラジオの放送区域の大部分におよび、かつ、テレビジョン放送の契約者のほとんど全部がラジオ受信機をあわせて設置している現状に鑑み、<u>財源の確保および契約業務の合理化を図るため設定</u></p> <p>契約乙の設定事由・・・ テレビジョン放送のおよばない地域があり、経済上の理由その他により、<u>テレビジョン放送の受信機を設置していない者が存在する実情に照らし設定</u></p>
料額算定の考え方	<p>第2次6か年計画の効果的な遂行および受信契約者の負担の軽減の観点から料額を設定 (厳格な原価主義ではないが大よその原価を踏まえつつ、原価そのものではなく料金を決定)</p> <p>契約甲・・・330円 (それまでの385円から▲55円) 契約乙・・・ 50円 ( " 85円から▲35円)</p>

#### ② S43.4 カラー契約と普通契約の受信料体系に組み替え

変更事由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カラーテレビジョン放送の拡充に鑑み、受信料の公平負担を図るためカラー契約を新設。 (カラー放送の実施のために付加される費用はカラー受信者が負担)</li> <li>・契約乙(ラジオのみの契約)は、ラジオ単独受信者の減少と今後の推移を考慮し、「放送法の一部を改正する法律」(ラジオのみの受信設備を設置したものは、NHKと受信契約を締結する必要がないとするもの)の施行に伴い廃止。</li> </ul>
料額算定の考え方 (150円)	<p>昭和43年度から5年間を見通し、カラー放送のために直接必要とする付加経費を付加料金の原価とし、期間中ののべカラー受信契約数を除し、付加料金の月額を設定。</p> <p>【付加経費】      【のべ受信契約数】      【付加料金】 274億円   ÷   17,411万件   ≒   150円</p>

## 2.受信料に係る現状

### 2-5.受信料体系 (7)受信契約・受信料額(月額)の変遷(3/3)

#### ③ H1.8 衛星契約の導入

変更事由	<ul style="list-style-type: none"><li>・衛星放送に要する経費については、地上放送受信者の負担によることなく、衛星受信という受益を考慮して、衛星受信者にその負担を求めることが最も視聴者の納得を得られる方策。</li><li>・衛星放送の運営財源を確保して、今後の衛星放送の事業基盤を強固なものとするため、新たに衛星料金を設定。</li></ul>
料額算定の考え方 (910円)	<p>平成元年度から6年間を見通し、この期間の衛星放送のために直接必要とする付加経費を原価とし、期間中ののべ衛星契約数で除し、付加料金の月額を算出。</p> <p>【付加経費】 【のべ受信契約数】 【収納率】 2,346億円 ÷ (2,194万件 × 97.35%) ÷ 12か月 ≒ 920円</p> <p>これをもとに、「社会的納得性のある妥当な料金」「今後、普及に最大限の経営努力を行う」を前提とし衛星付加料金を910円とし、消費税を加算した衛星カラー料金月額を2,000円とした。</p>

#### ④ H19.10 カラー契約と普通契約の統合

変更事由	<ul style="list-style-type: none"><li>・白黒受信機の国内生産中止から20年近く経過し、テレビの白黒受信が極めて少なくなっている調査結果等を踏まえ、不適切な契約の可能性を排除するとともに視聴者にとって簡素で分かりやすく公平な契約体系とする。</li><li>・これまで普通契約を締結しており、真に白黒受信機を設置していると申請書を提出した場合に限り、当分の間、経過措置として普通契約を継続。</li></ul>
------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

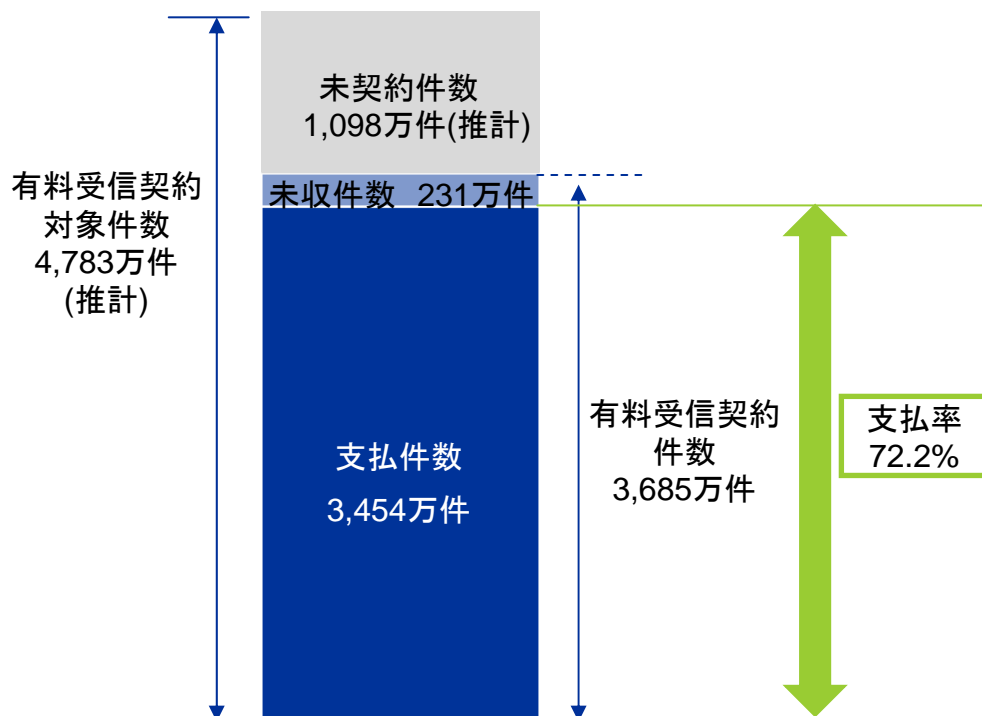
## 2.受信料に係る現状

### 2-6.受信契約・受信料収入の推移 (1)収入実績(1/2)

受信料収入に直接的に影響するのは有料受信契約件数から未収件数を除いた支払件数である。その支払件数は、堅調に増加している。

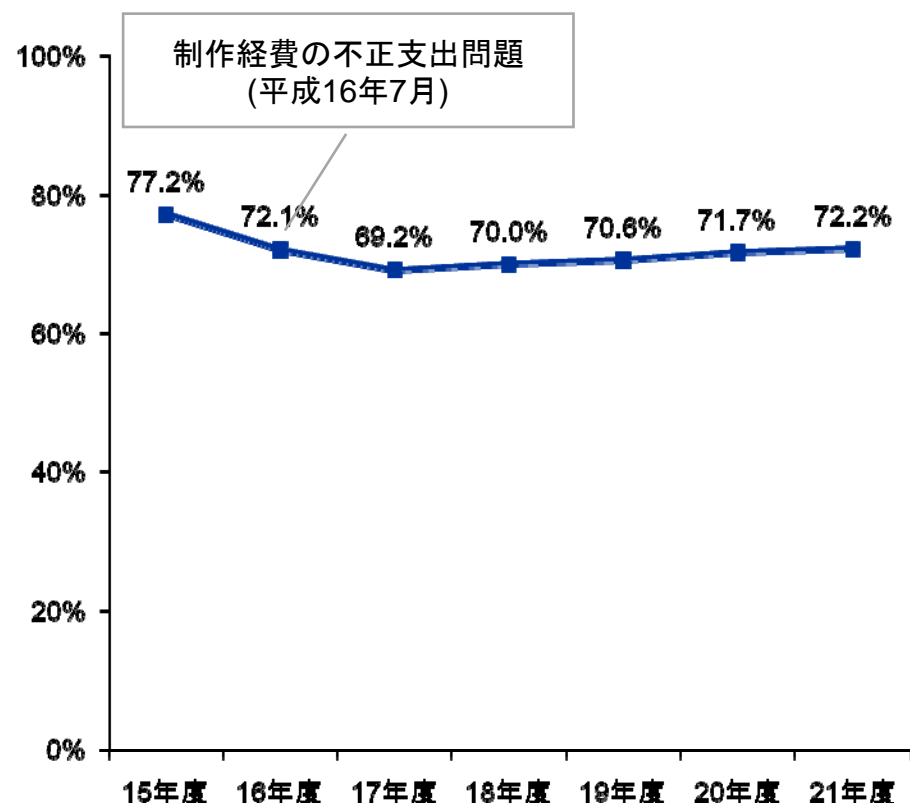
#### 支払件数の構造 (21年度末)

- 支払件数は有料受信契約件数のうち、未収件数を除いた件数であり、この支払件数が直接的に受信料収入に影響する



#### 支払率の推移 (年度末実績)

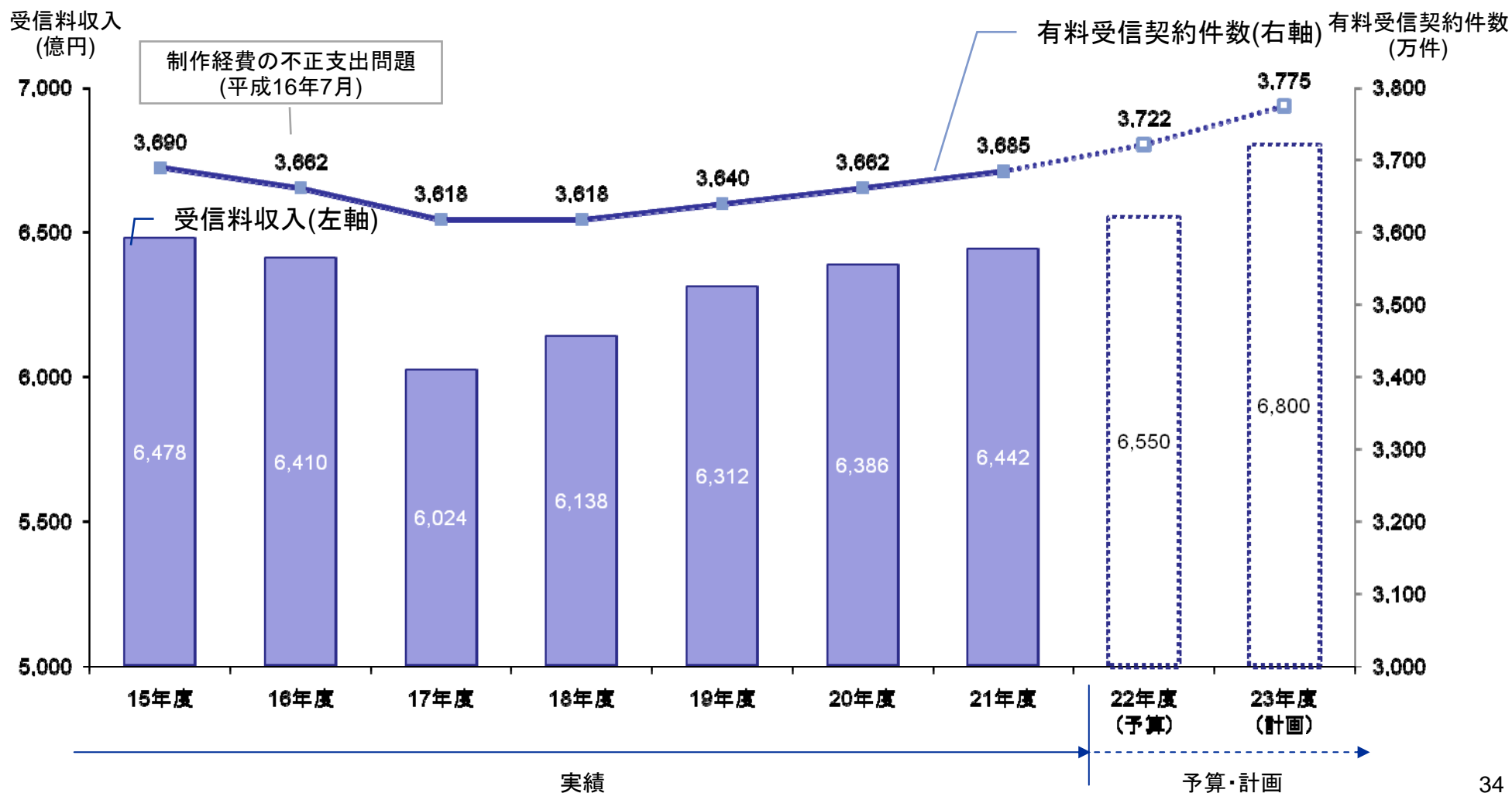
- 17年度以降、支払率は堅調に増加している



## 2.受信料に係る現状

### 2-6.受信契約・受信料収入の推移 (1)収入実績(2/2)

17年度以降、有料受信契約件数、受信料収入ともに堅調に増加しており、22年度以降についても継続的な増加を見込んでいる。



## 2.受信料に係る現状

### 2-6.受信契約・受信料収入の推移 (2)受信契約件数の推移

(単位:千件、受信契約件数は有料・全額免除計)

年度末	変更事項	ラジオ	テレビ		衛星契約数
			カラー	普通	
S.27	テレビ放送の開始によりテレビ・ラジオの2本立て料金	10,540	—	1	—
36		9,452	—	10,222	—
37	契約甲と契約乙の受信料体系に組み替え	5,104	—	13,379	—
42		2,212	—	20,270	—
43	カラー契約と普通契約の体系に組み替え	(廃止)	1,689	19,532	—
51	料額変更	—	23,309	3,749	—
55	料額変更	—	26,486	2,777	—
59	口座振替料金を新設	—	28,906	2,156	—
H.1	消費税導入、衛星契約の導入(5種類の受信料体系に)	—	31,737	1,452	1,207
2	料額変更	—	32,173	1,370	2,358
9	消費税率引き上げ及び地方消費税導入	—	35,504	779	8,796
18		—	37,193	354	12,922
19	カラー契約と普通契約の統合	—	37,787	(17)	13,423
21		—	38,908	(15)	14,752

(参考:累計受信契約件数 到達年月)

到達契約件数		100万	200万	300万	400万	500万	1000万
契約甲 (テレビ)	到達年月	S33年5月	34年4月	34年10月	35年2月	35年8月	37年3月
	新設以降の経過期間	5年4か月	6年3か月	6年9か月	7年1か月	7年7か月	9年2か月
衛星契約	到達年月	H2年2月	2年12月	3年9月	4年6月	5年3月	12年2月
	新設以降の経過期間	7か月	1年5か月	2年2か月	2年11か月	3年8か月	10年7か月

---

## 3.背景情報等

---

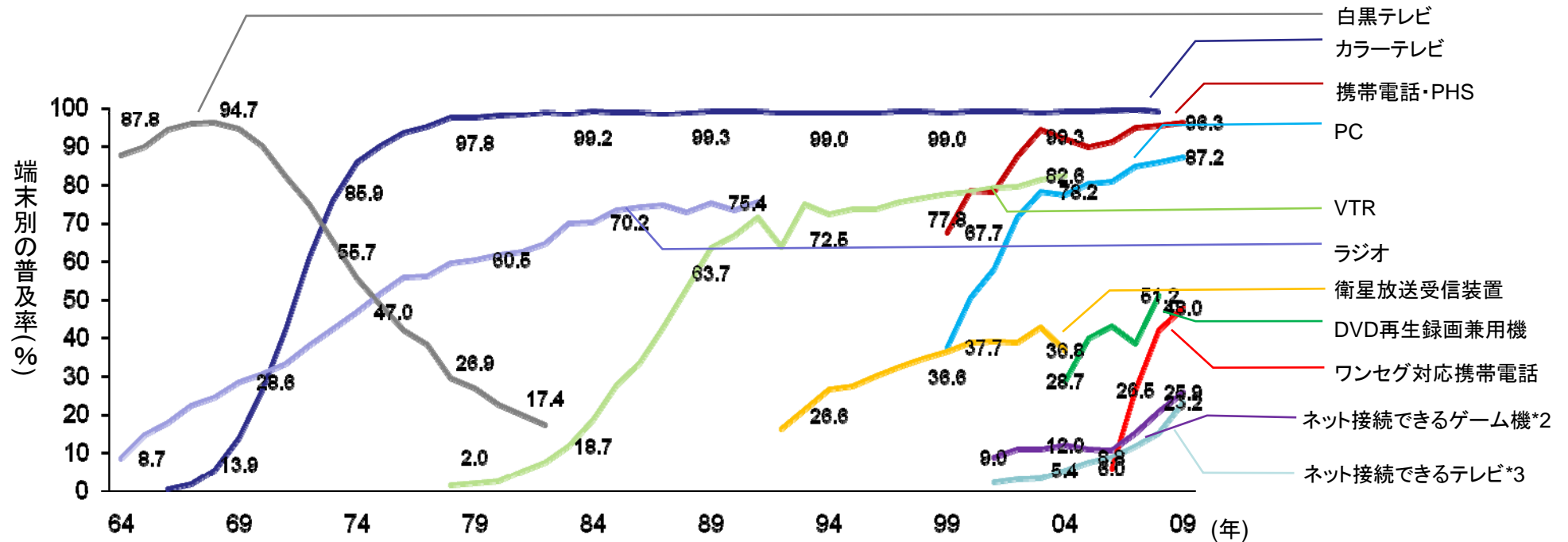
■ 3-1.技術的環境の変化	37
■ 3-2.視聴者動向	41
■ 3-3.人口動態	43
■ 3-4.世帯数の動向	44
■ 3-5.海外公共放送の動向	45

### 3.背景情報等

#### 3-1. 技術的環境の変化 (1)端末別の普及率の推移

高度成長期にカラーテレビが白黒テレビに代わって急速に普及。更に近年では新しい端末であるPC、携帯電話がカラーテレビに迫る普及率を示す等、メディア環境の多様化が進展している。

端末別の普及率の推移  
(1964～2009年)



\*1. 調査上の設問では「DVDプレイヤー・レコーダー」となっているが、他に録画機の種類がないため、HDDレコーダー等も含むと考えられる

\*2. Wii、ニンテンドーDS、PS3、PSP等

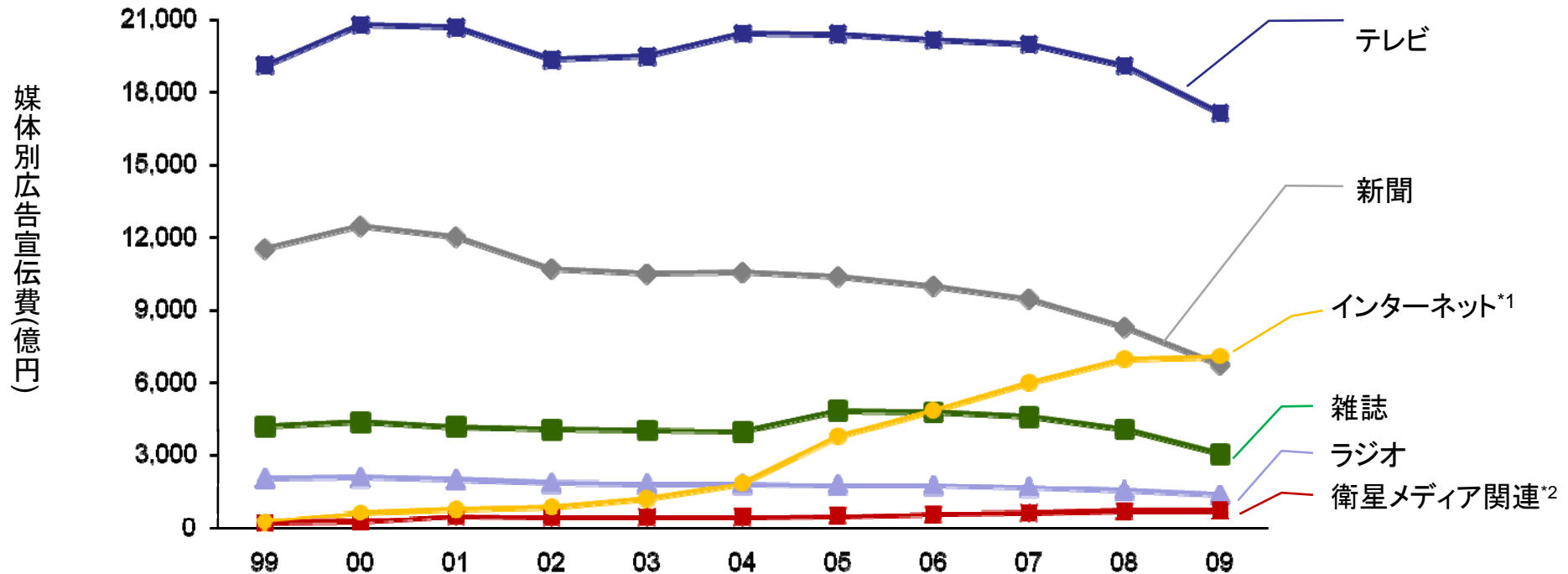
\*3. BRAVIA(Sony)、REGZA(東芝)など、ケーブル・無線LAN等でインターネット接続可能なテレビ

### 3.背景情報等

#### 3-1.技術的環境の変化 (2)媒体別広告宣伝費の推移

テレビ、新聞、雑誌など以前より大きな存在感を示していた媒体の宣伝費が低下傾向にある一方で、インターネット広告の宣伝費が急増している。

媒体別広告宣伝費の推移  
(1999～2009年)



\*1.インターネットサイト上の広告掲載費(モバイル広告を含む)および広告制作費(バナー広告等の制作費および企業ホームページの内、商品/サービス・キャンペーン関連の制作費)

\*2.衛星放送、CATV、文字放送などに投下された広告費(媒体費および番組制作費)

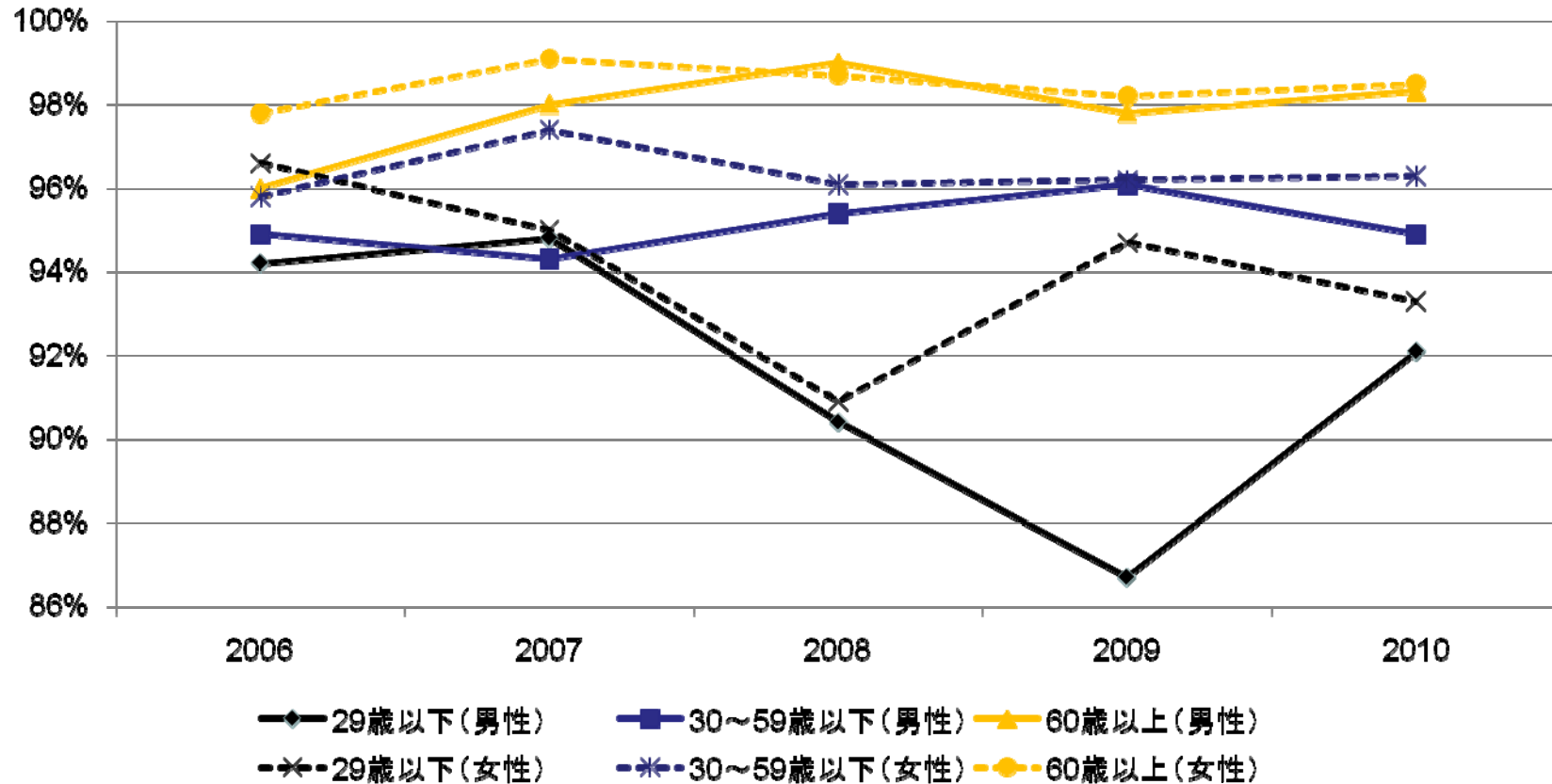
出所：電通『日本の広告』（なお、推定範囲の改訂にあたり、2005年以降の数字は改訂後のものを使用）

### 3.背景情報等

#### 3-1. 技術的環境の変化 (3)カラーテレビの年齢層別普及率推移

カラーテレビの普及率は、全体としては100%近い水準で推移しているが、年齢層別に見れば若年層ほど相対的に普及率が低下している様子が伺える。

カラーテレビの年齢層別普及率推移  
(2006～2010年)

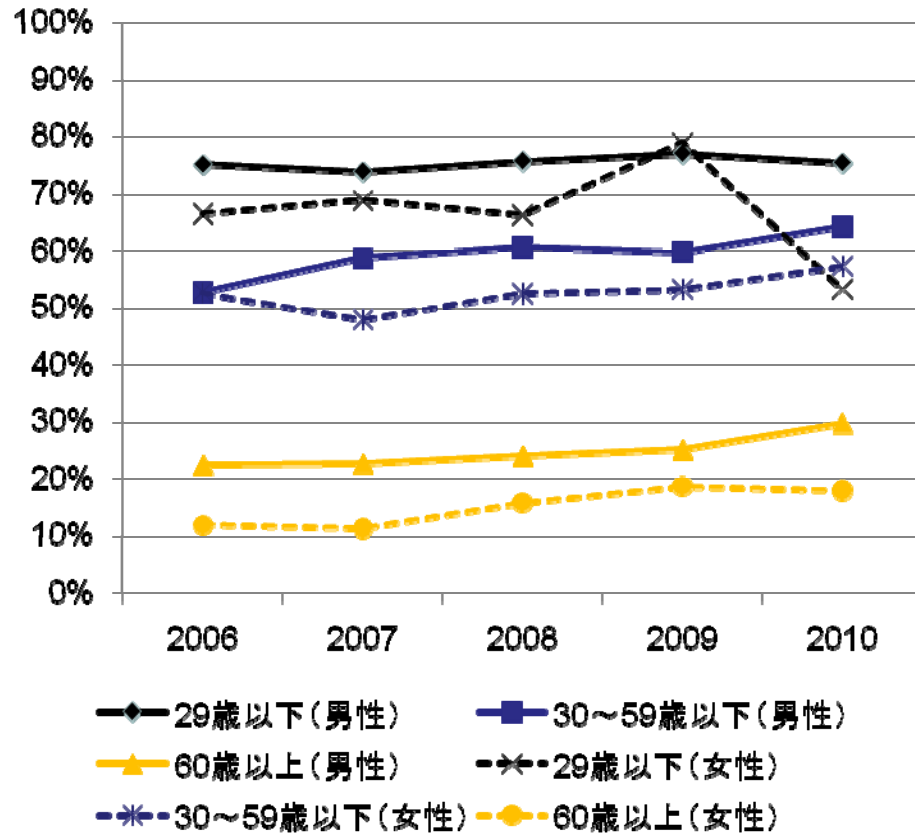


### 3.背景情報等

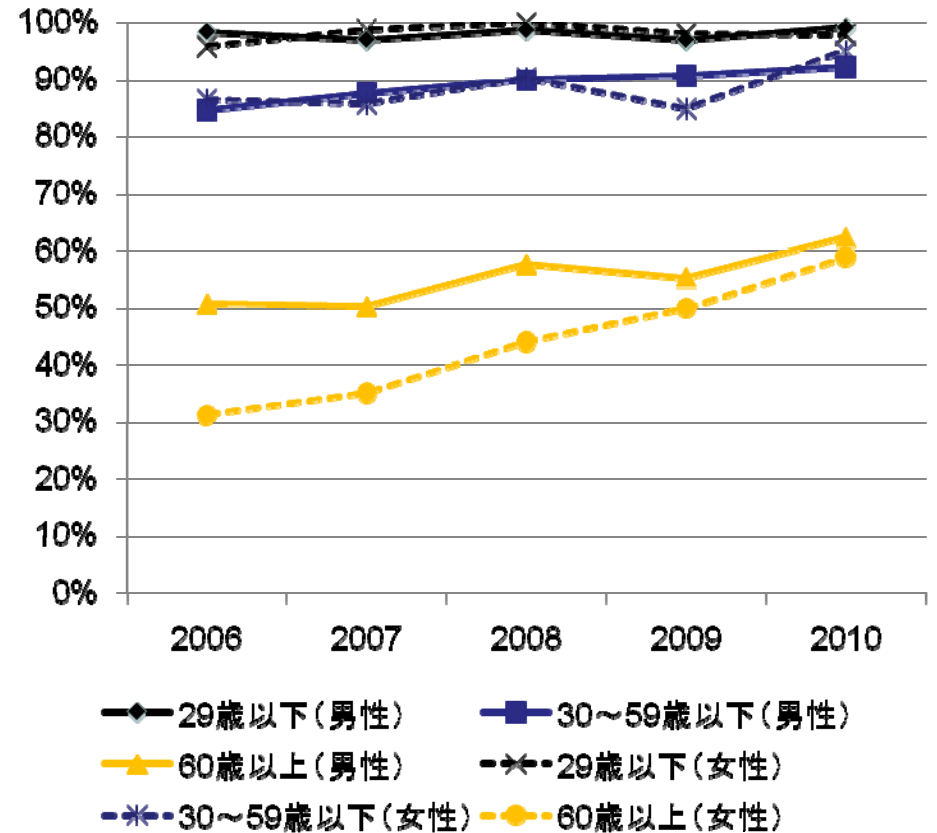
#### 3-1. 技術的環境の変化 (4) パソコンの年齢層別普及率推移

カラーテレビとは逆に、パソコンや携帯電話の普及率は若年層ほど高い水準で推移している。

パソコンの年齢層別普及率推移  
(2006～2010年)



携帯電話の年齢層別普及率推移  
(2006～2010年)

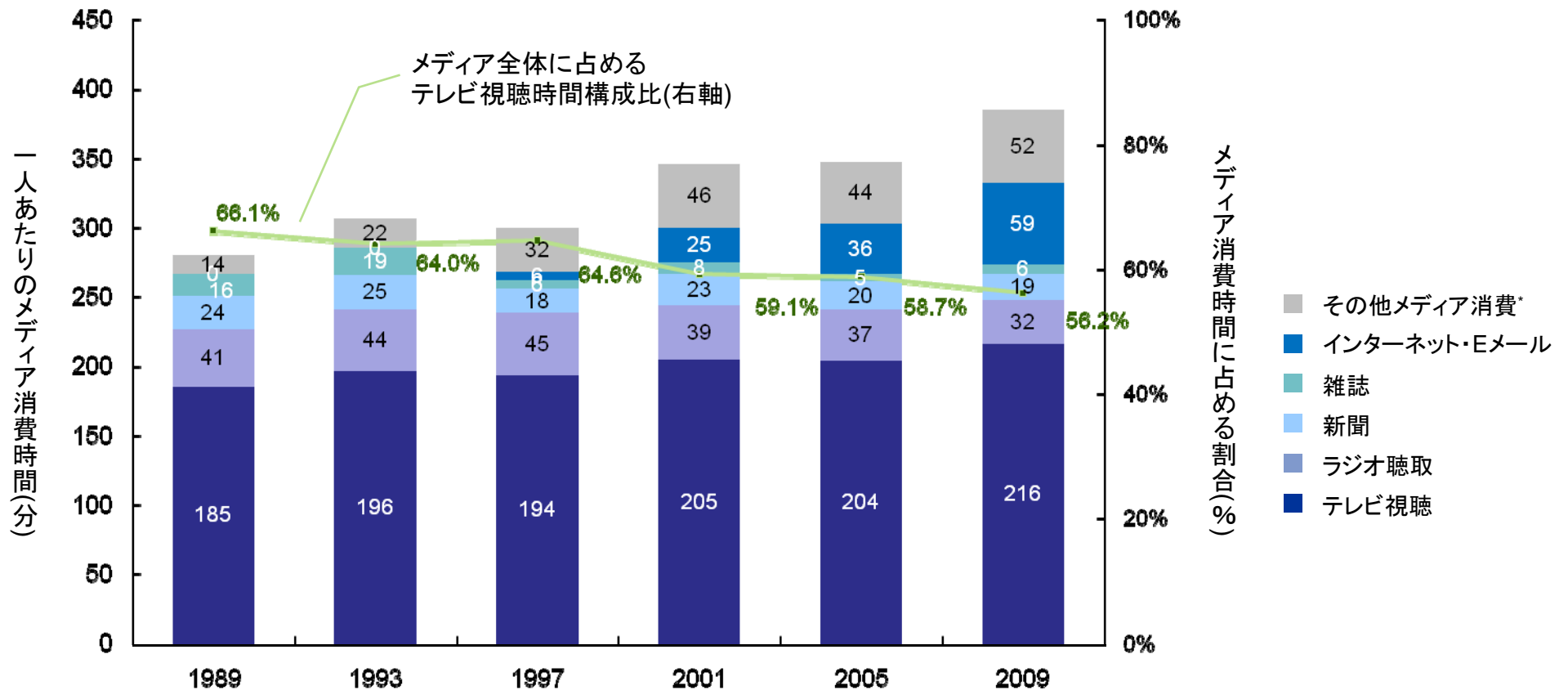


### 3.背景情報等

#### 3-2.視聴者動向 (1)メディア消費時間と構成比の推移

近年、1人あたりのメディア消費時間全体が増加傾向にある中、テレビ視聴時間の占める割合は低下傾向にある。

メディア消費時間と構成比の推移  
(1989~2009年)

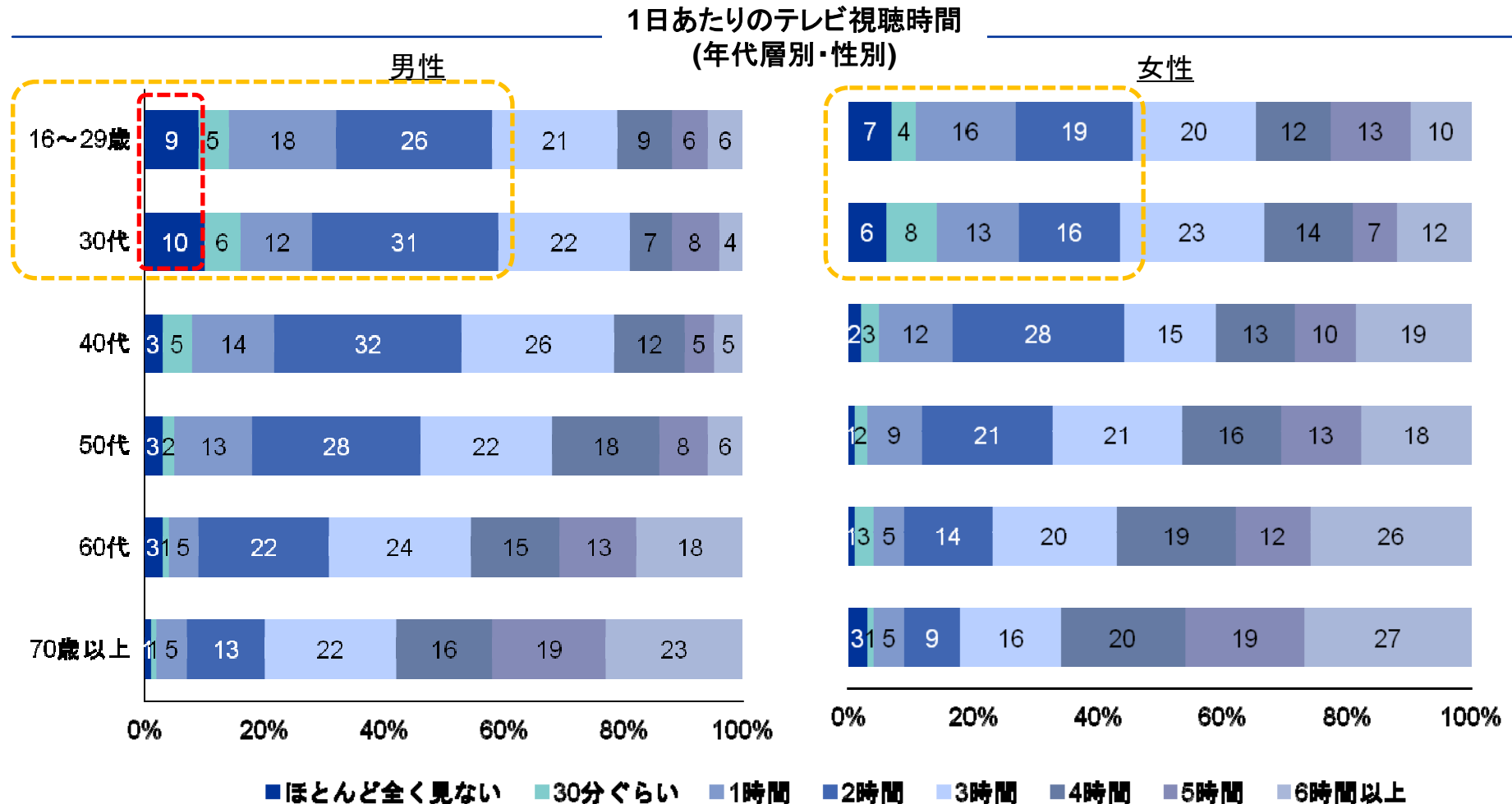


\*内訳: 音楽鑑賞、本・単行本、VTR・DVD再生視聴、電話、テレビゲーム  
出所: 電通総研(2009), 『情報メディア白書2010』に基づき作成

### 3.背景情報等

#### 3-2.視聴者動向 (2)1日あたりのテレビ視聴時間比較

1日あたりのテレビ視聴時間は若者層ほど短い傾向にある。  
30代以下の男性では、ほとんどテレビ視聴をしない層が1割程度存在している。



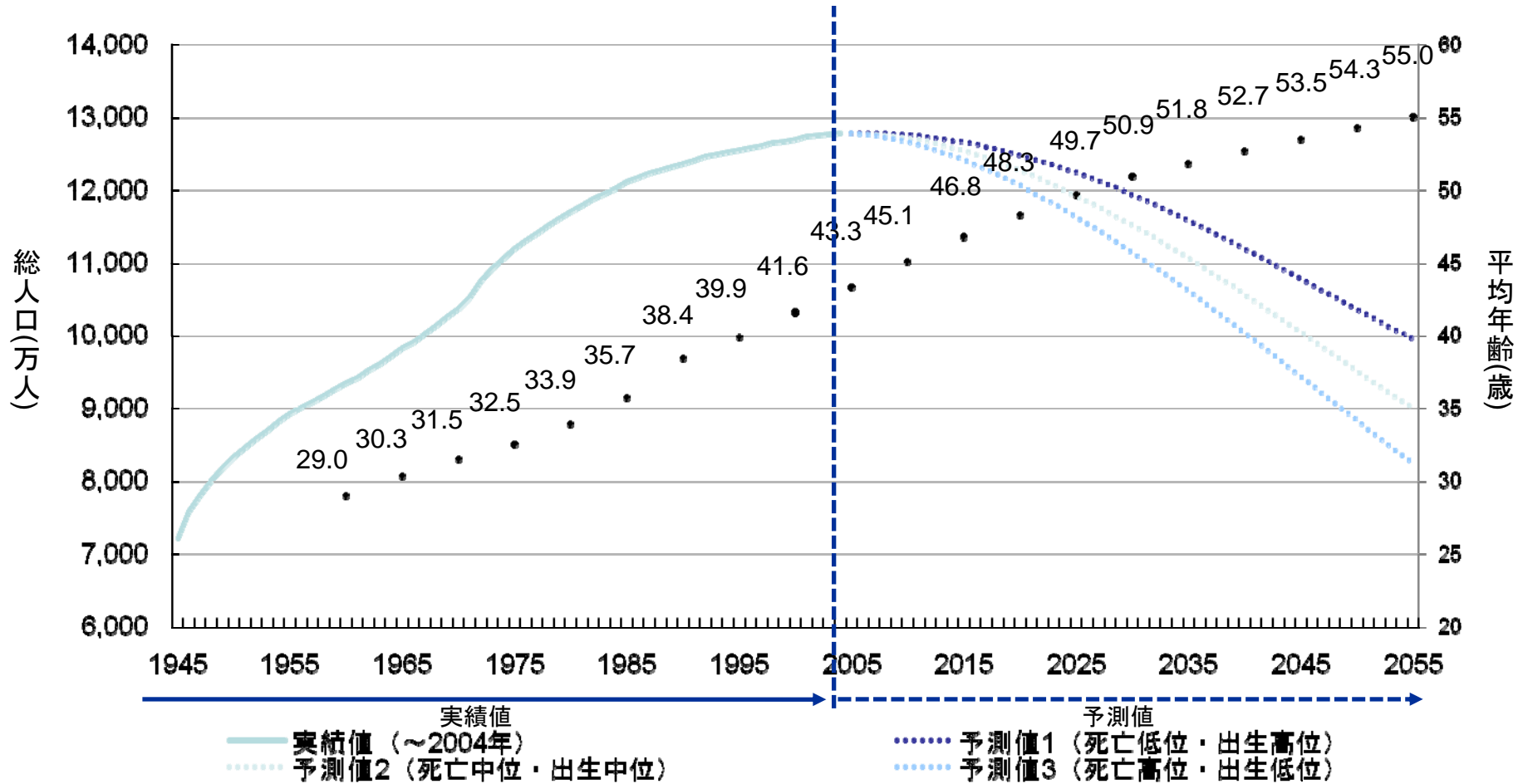
出所: NHK放送文化研究所(2010),『日本人とテレビ・2010』に基づき作成

# 3.背景情報等

## 3-3. 人口動態

日本の総人口は今後減少の一途、また、高齢化が進行すると予測される。

日本の総人口および平均年齢の推移予測



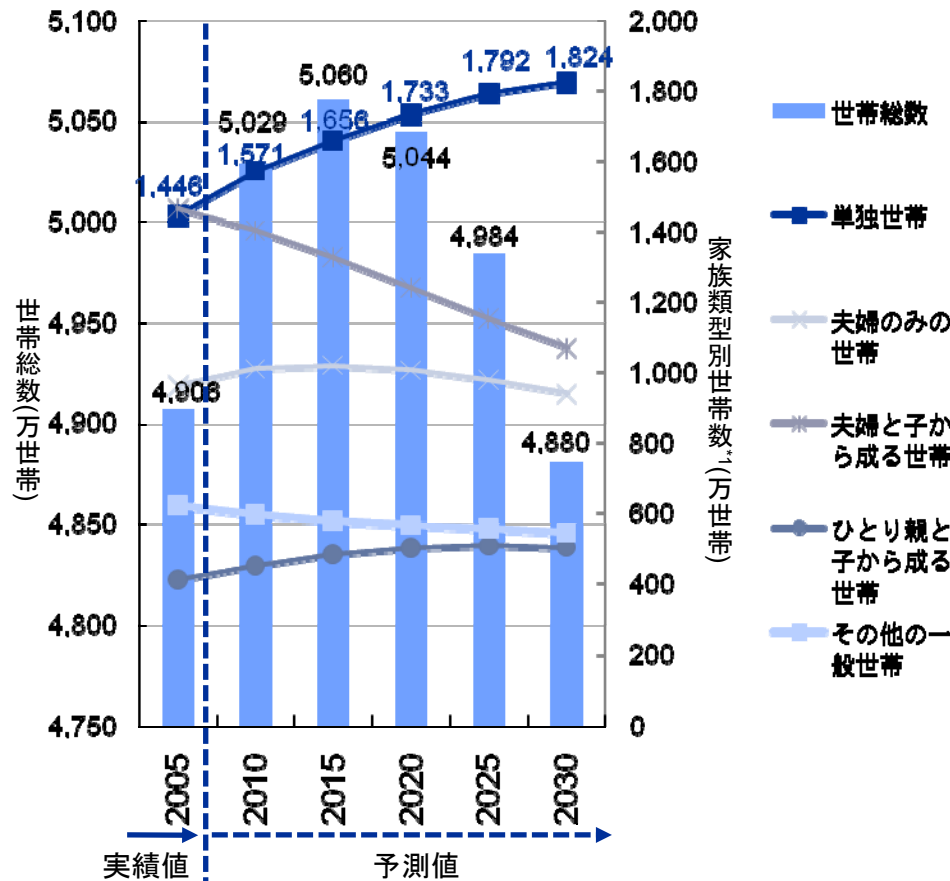
出所：国立社会保障・人口問題研究所の推計値(2006年12月)に基づき作成

# 3.背景情報等

## 3-4. 世帯数の動向

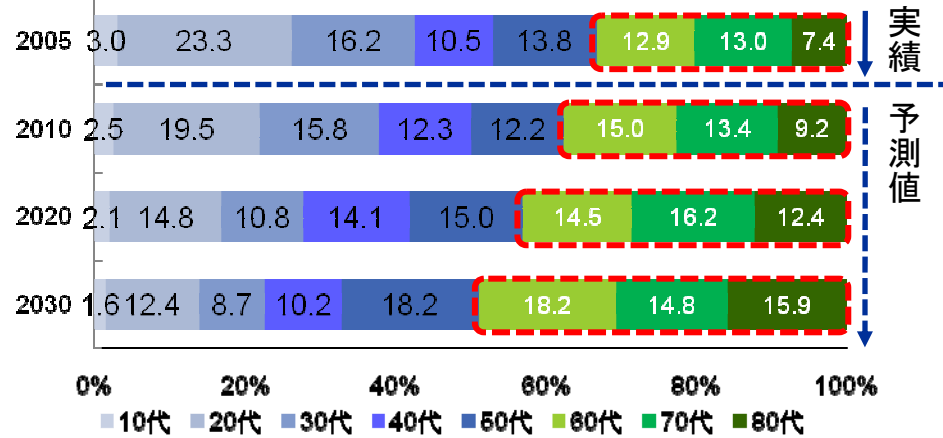
世帯数は、2015年以降減少に転じ、加速度的に減少が進むと予測されている。また、総世帯・単独世帯のいずれにおいても、高齢者世帯数は今後一貫して増え続けると予測されている。

世帯数の推移予測

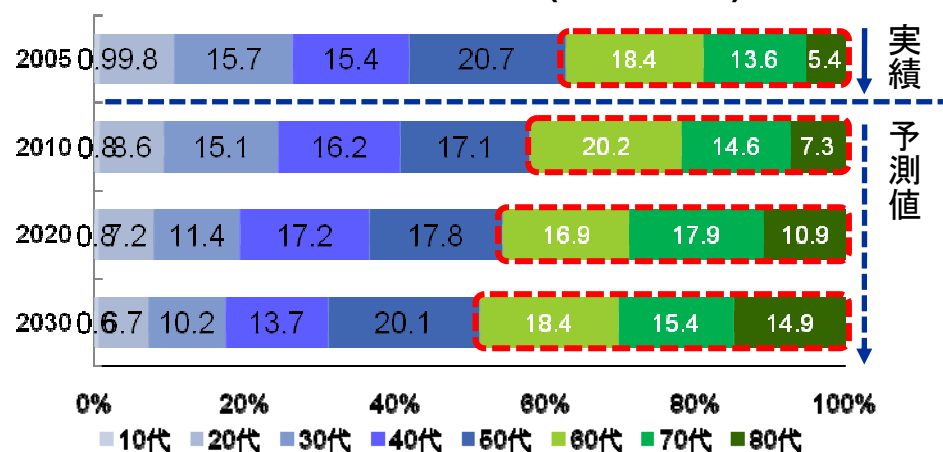


\*1. 単独世帯や夫婦のみの世帯等、家族類型ごとの世帯数を示す

単独世帯における各年代層の割合



総世帯における各年代層(世帯主年齢)の割合



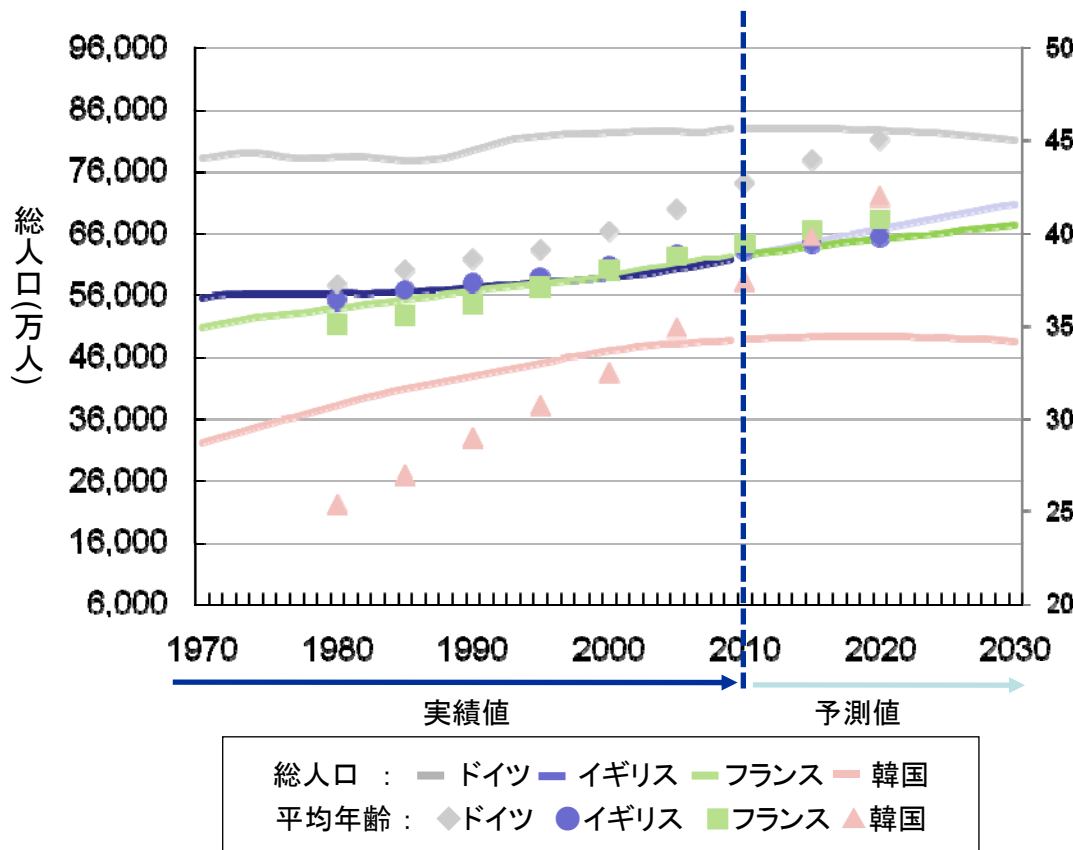
出所：国立社会保障・人口問題研究所の推計値(2008年3月)に基づき作成

### 3.背景情報等

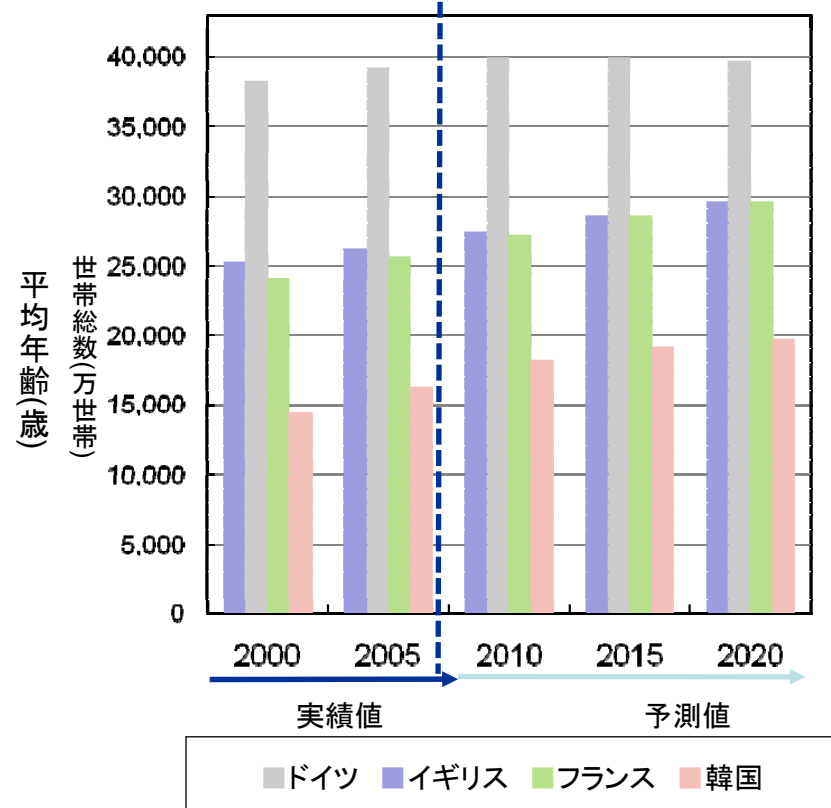
## 3-5.海外公共放送の動向 (1)環境の変化(1/2)

イギリスやフランス等移民の増加が予測される国々は人口の微増を見込んでいるが、他の国々は人口及び世帯が近い将来減少に転じると見込まれ、高齢化も進行すると予測されている。

海外各国の総人口および平均年齢の推移予測



海外各国の世帯数の推移予測

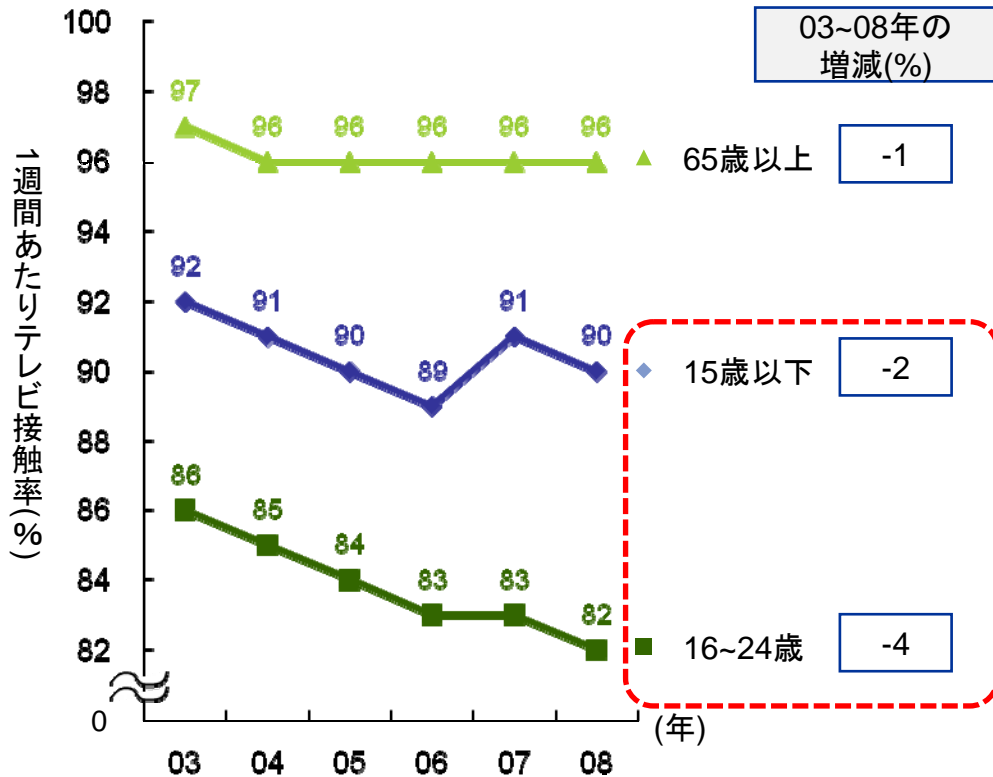


### 3.背景情報等

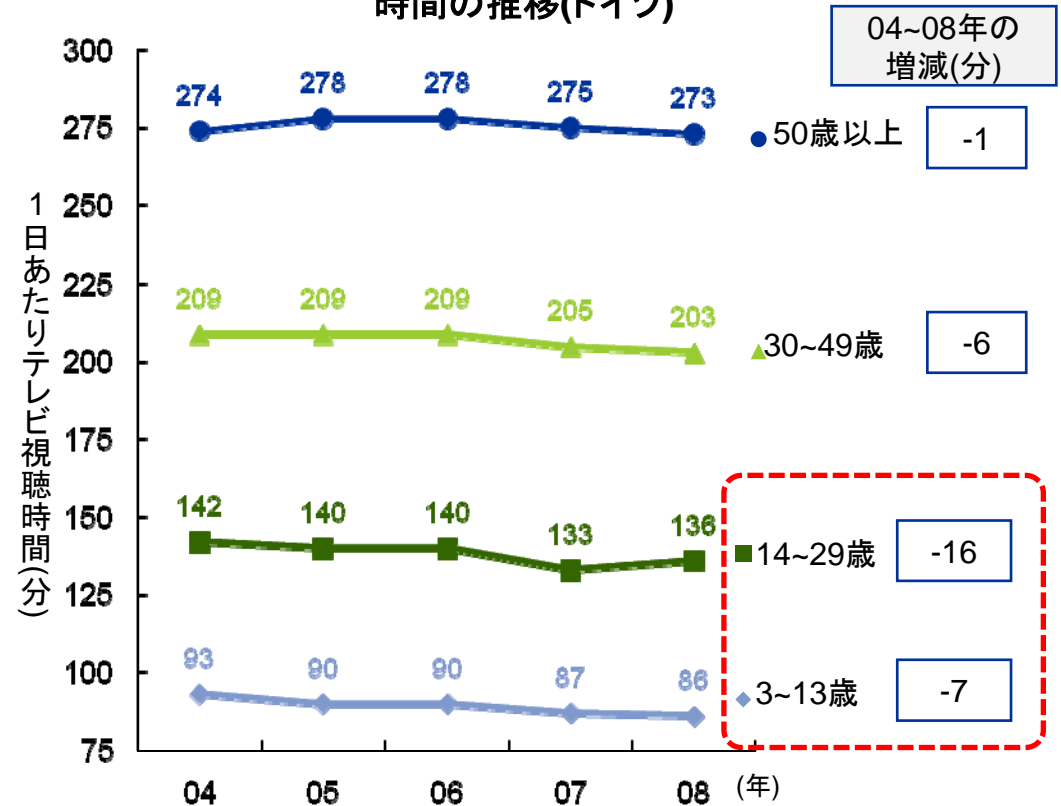
## 3-5.海外公共放送の動向 (1)環境の変化(2/2)

イギリスにおいては、65歳以上と24歳以下の世代の接触率が拡大していたが、中でも16~24歳の視聴者は、最も接触率の低下傾向が強い。また、ドイツにおいても、若い世代がテレビ視聴から離れて行く傾向が観測されており、テレビの視聴時間は、若い世代ほど短くなる傾向が確認されていた。

年代層別の1週間あたり家庭での  
テレビ接触率の推移(イギリス)



年代層別の1日あたりテレビ視聴  
時間の推移(ドイツ)



### 3.背景情報等

## 3-5.海外公共放送の動向 (2)環境変化への対応

利用者環境の変化に対応するため、諸外国の公共放送事業者は、インターネットや携帯電話を通じたサービスを展開している。(表:各国の環境変化に対応したサービス例)

国名 (事業者)	見逃し視聴	アーカイブ	独自コンテンツ	双方向サービス	共通 プラットフォーム
英国 (BBC)	<ul style="list-style-type: none"> <li>•BBC iPlayer :テレビ、ラジオ番組のライブ放送見逃し視聴オンラインサービス ※携帯やゲーム機にも対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>•BBC iPlayer :テレビ、ラジオ番組の過去放送視聴オンラインサービス(一部のコンテンツに限る量的制限あり) ※同左</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>•bbc.co.uk :自社総合サイトで時事問題クイズ、子供向けコンテンツ(ゲーム等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>•Memoryshare :ユーザーがWeb上で自分の思い出を投稿する、思い出共有サービス</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>•Project Canvas :IPTVの標準化プラットフォーム</li> </ul>
フランス (FT)	<ul style="list-style-type: none"> <li>•france tvod :テレビ、ラジオ番組のライブ放送見逃し視聴オンラインサービス</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>•未実施 ※過去番組視聴サービスはINA(国立視聴覚研究所)がwebサイトで提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>•france televisions mobile :モバイル向けにテキスト情報中心コンテンツ提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>•le club :番組とは無関係な内容でも個人が自由に利用できるブログサービス</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>•HbbTV :IPTVの標準化プラットフォーム</li> </ul>
ドイツ (ZDF, ARD)	<ul style="list-style-type: none"> <li>•Mediathek :テレビ、ラジオ番組のライブ放送見逃し視聴オンラインサービス</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>•Mediathek :過去シリーズ番組等も含めた幅広い過去番組視サービス</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>•heute.de :自社総合サイトで100秒間の映像によりその日のニュースダイジェスト紹介</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>•heute.de :複数のジャーナリストがブログに時事問題や取材の裏側等を掲載(コメント機能あり)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>•HbbTV :IPTVの標準化プラットフォーム</li> </ul>
韓国 (KBS)	<ul style="list-style-type: none"> <li>•KBS on demand :見逃しテレビ番組視聴オンラインサービス(BETA版)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>•KBS Download Mall :無料会員登録した上で専用動画再生プレーヤーをダウンロードし視聴する形の、過去番組視聴サービス</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>•kbs.co.kr :子供向けコンテンツ(ゲーム等)日本語版ページで韓国語講座を提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>•kbs.co.kr BBS :番組に関する話題等を視聴者が語れる掲示板</li> </ul>	—
【参考】 日本 (NHK)	<ul style="list-style-type: none"> <li>•NHKオンデマンド</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>•NHKオンデマンド</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>•NHKオンライン</li> <li>•ワンセグ独自</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>•NHKケータイ</li> </ul>	—

### 3.背景情報等

#### 3-5.海外公共放送の動向 (3)海外公共放送の料金制度(1/3)

国により、受信料額の決定者、予算の承認者が異なる。

国名 (公共放送事業者)	受信料額の決定者	予算の承認者
英国 (BBC)	主務大臣	BBC Trust
フランス (France Télévisions 等)	国会 (法律内に規定)	国会
ドイツ (ARD、ZDF 等)	議会 (独立委員会で事前に審査)	(ARD)放送評議会
		(ZDF)テレビ評議会
韓国 (KBS)	国会	経営委員会
【参考】 日本 (NHK)	国会	国会

### 3.背景情報等

#### 3-5.海外公共放送の動向 (3)海外公共放送の料金制度(2/3)

	放送機関	主な財源*1	契約件数*2	料金年額*3	総収入*4
イギリス	BBC	受信許可料 (72.0%) 各種販売収入等(21.8%) 政府交付金等 ( 6.2%)	2,546万件	テレビ(カラー) 145.5ポイント <19,677円> テレビ(モノクロ) 49.0ポイント < 6,626円>	約6,478億円
フランス	France Télévisions、 Radio France 等5機関	公共放送税 (70.7%) 広告放送収入等(22.5%) その他 ( 6.8%)	2,301万件	テレビ(本土) 121ユーロ <14,026円> テレビ(海外県) 78ユーロ < 9,041円>	約3,188億円
ドイツ	ARD、ZDF、DLR	受信料 ( 84%) 広告放送収入等( 6%) 各種販売収入等( 10%)	3,687万件	テレビ・ラジオ 215.76ユーロ <25,010円> ラジオ、PC 69.12ユーロ < 8,012円>	約7,165億円
韓国	KBS	受信料 (41.9%) 広告放送収入 (40.9%) 副次収入等 (17.2%)	2,074万件	テレビ 30,000ウォン < 2,351円>	約1,021億円
【参考】 日本	NHK	受信料 (96.2%) 交付金 ( 0.6%) 副次収入等 ( 3.2%)	3,685万件	テレビ(地上) 14,910円 テレビ(衛星) 25,520円	6,699億円

\*1 フランス、ドイツ、韓国は2008年、イギリス、日本は2009年(ただしフランスはFrance Télévisions、ドイツはARDの場合)

\*2 フランス02年、ドイツ、韓国は2008年、イギリス、日本は2009年実績

\*3 全て2010年4月現在。為替レートは2010年7月分日本銀行報告省令レート

\*4 フランス、ドイツ、韓国は2008年、イギリス、日本は2009年実績(ただしフランスはFrance Télévisions、ドイツはARDの場合)

### 3.背景情報等

#### 3-5.海外公共放送の動向 (3)海外公共放送の料金制度(3/3)

	支払単位		特例(割引等)	免除制度	
	世帯	非世帯		個人	施設
イギリス	世帯	施設	ホテルは15部屋まで1契約、以降5部屋ごとに1契約	<ul style="list-style-type: none"> <li>・看護型宿泊施設入居の障害者、60歳以上の退職者(年額7.5ポンド)</li> <li>・視覚障害者(半額免除)</li> <li>・75歳以上の高齢者</li> </ul>	なし
フランス	世帯	台数	3台目から30台目まで30%割引 31台目以降は35%割引 ・1年のうち9か月を超えない営業を行う観光ホテルのみ合計から更に25%割引 ・アルコールを出すバー等は4倍の料金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民税の免税者 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放送局</li> <li>・教育施設 等</li> </ul>
ドイツ	世帯	台数	ホテルは客室数が50室以下の場合宿泊者用のテレビ50%割引。50室以上の場合25%割引	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中程度以上の視聴覚障害者</li> <li>・重度障害者</li> <li>・社会扶助等受給者 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病院</li> <li>・青少年扶養施設</li> <li>・障害者施設 等</li> </ul>
韓国	世帯	台数	なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活困窮者</li> <li>・国家功労者</li> <li>・難視聴世帯 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老人厚生施設</li> <li>・保育施設 等</li> </ul>
【参考】 日本	世帯	設置場所	事業所は2台目以降50%割引 同一世帯の2件目以降50%割引 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公的扶助受給者</li> <li>・社会福祉事業施設入所者</li> <li>・市町村民税非課税の障害者</li> <li>・災害被災者</li> <li>・視覚・聴覚障害者(半額免除)</li> <li>・重度の障害者(半額免除)</li> <li>・重度の戦傷病者(半額免除)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉施設</li> <li>・学校</li> </ul>